

明治期における香川県下の市町村財政 (3)

西 山 一 郎

本稿では「富田村会議事録」を主要な資料として富田村の行財政の実態を明らかにする。先ず富田村の村長、助役外の選任の過程を見る。その後、富田村の行財政分析の中心である予算審議と財政運営を取り上げる。その際に明治期の財政運営において重要かつ注目すべきと思われる教育費と衛生費を取り上げ、議会における審議の様子をできる限り詳しく分析する。本稿が目指すのは明治期の行財政を住民レベルまで掘り下げて行財政の運営と村民の関係が見えるように試みることである。その結果、これまでに蓄積された地方財政史の膨大な研究に対して何ほどの寄与ができればと思う。

キーワード：村長選挙、収入役・書記の選任、富田尋常高等小学校、教育費、衛生費、赤痢病、コレラ、遊病院、伝染病院

目 次

I. 市制町村制の制定ならびにその意義 II. 香川県下における市制町村制の実施 III. 市町村の行政機構と議会議員選挙 1. 香川県下の市町村の行政機構と予算制度の概観 2. 市町村議会議員の選挙 IV 市町村財政 1. 歳出 1. 1 教育費 (以上は、第7巻第1号) 1. 2 衛生費 2. 歳入 3. 税収入 V 富田村の行財政 1. 富田村の人口、地目、役場の機構 (1910年～1911年) 2. 給料・雑給等の決定について 3. 富田村の財政構造の推移 (以上は、第8巻第1号)

4. 町村制から見る村の行政組織、富田村における村長、助役の選挙ならびに収入役、書記の選任¹⁾

1) この項は、先の3. 富田村の財政構造の推移、の前におくべきかと思うが、執筆時の都合によりとりあえず4. におく。

町村制によって村の行政組織の概要を記す。村に村長と助役をおく。²⁾ 村長と助役は、村会において村の公民中から年齢30歳以上で選挙権を有する者から選挙する。³⁾ 村長と助役の任期は4年である。⁴⁾ 村長と助役は名誉職とするが、村の状況に応じて条例によって村長と助役に給料を給することができる。⁵⁾ 有給の村長と助役は、他の有給の職務を兼任したり、株式会社の社長及び重役になったりすることはできない。⁶⁾

村に収入役1名をおく。収入役は、村長の推薦により村会において選任する。収入役は、有給吏員とし、その任期は4年である。収入役は、村長や助役を兼ねることはできない。⁷⁾

村に書記、その他必要な附属員、使丁をおき、相当の給料を給する。その人員は、村会の議決を以て定める。附属員は、村長の推薦により村会が選任し、使丁は村長が任用する。⁸⁾

村長が担任する事務の概要は、以下の通りである。村会の議事を準備し、その議決を施行すること、村の設置に係る営造物を管理すること、村の歳入を管理し、歳入出予算表その他村会の議決によって定まる収入支出を命令し、会計及び出納を監視すること、村の権利を保護し、村有財産を管理すること、村の吏員及び使丁を監督し懲戒処分を行うこと、村の証書及び公文書を保管すること等である。⁹⁾

村長は、法律命令に従い以下の事務を管掌する。司法警察補助官としての事務及び法律命令によりその管理に属する地方警察の事務、浦役場の事務、国の行政並びに府県郡の行政であって村に属する事務である。なお、この3つの事務は監督官庁の許可を受け助役に分掌することができる。¹⁰⁾

助役は村長を補佐する。村長は、村会の同意を得て助役に村の行政の一部を分掌させることができる。助役は、村長が事故ある時には代理者となる。¹¹⁾ 収入役は、村の収入を受領し、費用の支払いをし、その他会計事務を掌る。¹²⁾ 書記は、村長に属し、庶務を分掌する。¹³⁾

有給村長、有給助役、その他有給吏員及び使丁の給料額は、村会の議決によって定める。¹⁴⁾ 村の条例の規程により有給吏員の退隠料を設けることができる。¹⁵⁾

2) 町村制、第52条。

3) 町村制、第53条。

4) 町村制、第54条。

5) 町村制、第55条、第56条。

6) 町村制、第58条。

7) 町村制、第62条。

8) 町村制、第63条。

9) 町村制、第68条。

10) 町村制、第69条。

11) 町村制、第70条。

12) 町村制、第72条。

13) 町村制、第72条。

14) 町村制、第76条。

15) 町村制、第77条。

さて富田村の村長、助役は村議会においてどのように選挙されたのであろうか。

先ず明治期の富田村の村長である。村長の一覧は第 30 表のようである。徳田直哉の村長時代が最も長く、鴨居篤郎が村長¹⁶⁾になった 1890 年 4 月から 1911 年までの 22 年間に於いて徳田が村長であった期間は 13 年間である。しかし、徳田が長期にわたり村長職を安穩に続けた訳でないことが村議会の議事録を少し見ると分かる。

第 30 表 明治期における富田村村長

氏名	就任年月日	離任年月日	備考
鴨居篤郎	1890 (明治23) 年4月9日 名誉職村長に当選	1898年2月24日	
多田正信	1898年5月2日	1899年1月8日	1898年2月24日から同年5月1日まで助役の徳田直哉が村長代理を務める。
徳田直哉	1899年7月27日	*	
出口仲次	1902年7月10日	1902年10月25日	家事の都合により退職
徳田直哉	1902年11月1日	1915年5月21日	任期満了により退職

〔注〕* 離任年月日は不明。

〔資料〕大川町史編集委員会『大川町史』大川町役場、1978年、543～546ページ。

紆余曲折した村長選挙の 1 つは以下のようである。

1903 年 2 月 10 日の村会議に「村長退職承認ノ件」が第 1 議件として提案される。議長(出口仲次)は「是ヨリ開會致シマス。本日發布議案本村徳田直哉氏退職届承認ノ件ヲ問題ニ供シ、第一次會ヲ開キ書記ヲシテ議案ヲ朗読サセマス」という。¹⁷⁾ 第 12 番議員が「議長ニ伺ヒマス。本員ハ是非留任シテ貰イタイノデアリマスガ、退職ノ理由ハ十分御調ニナリマシタカ、其辺如何」という。それに対して議長は「本月六日付ヲ以テ別紙議案理由ノ如ク退職届提出ニツキ其留任ヲ勸メシモ何分家事多忙ニシテ之ヲ顧ミサルトキハ一家ノ浮沈ニ関スル次第ニ付是非共辞退致サ^(マ)子^(マ)バナラントノ事デアリマスカラ止ヲ得サル義ト見認マシタ。依ツテ御認定ヲ願ヒマス所以デアリマス」という。その外に質問がなく第 2 次会に移る。

第 11 番議員(鴨居篤郎)が「本員モ留任シテ貰イタイ希望デアリマスガ、只今第十二番ノ御質問ニ對シ議長ノ御弁明ニヨリ最早致シ方ナシ。依テ承認致シテ宜敷ト考ヘマス。而シテ第三次會ヲ省略シテ本^(マ)會ヲ以テ確定議トセラレンコトヲ望ミマス」という。この第 11 番議員の意見に第 13 番、第 9 番、第 12 番が賛成し、議長は確定議の採決をはかったところ

16) 鴨居の村長職は町村制第 55 条がいう名誉職であった。鴨居は 1838 年 6 月に寒川郡富田村大字富田中に生まれている。1896 年 2 月 27 日付けの鴨居の履歴書が「議事係事務処理誌」(資料番号: 16042)の綴りにある。そこでは「一明治廿三年四月九日富田村名誉職村長當撰」、「一明治廿五年二月一日富田村名誉村長退職」、「一明治廿五年二月廿九日富田村名誉職村長當撰同年三月十六日認可目下在職中」とある。

17) 以下「明治三十六年二月十日／富田村會議事録」(資料番号: 16045)による。なお、書記が朗読したという退職届けは、議事録綴において見出せない。

全員賛成して、徳田の村長の退職が承認される。

続いて第2議件の「村長後任者選挙ノ件」が諮られる。議長は「次ハ村長後任者選挙會ヲ開キマス。該理由タルヤ村長退職認定ノ上ハ村ニ村長欠員ノ儘経過ナスハ村治上穩當ナラサルニ付キ直ニ後^(マツ)選者ノ選挙ヲ願ヒマス」という。それに対して第12番議員は「村長後任者選挙ハ事急ニ出デタルヲ以テ一朝一夕ニ候補者適当ノ人物ヲ見出スコトハ六ヶ敷ト存シマス。実ニ一村管理者タル村長其人適否ニヨリ非常ノ影響ヲ及ホス者ナレハ十分ニ適当ノ人物ヲ得タイト考ヘテアリマス。尚本日ハ不在者モ多ク依テ本会ニ於テ後任者選挙ハ一先見合スコトヲ希望シマス」という。この発言に第11番、第2番、第14番、第3番が賛成する。第12番議員の意見に賛成する者の挙手を求めたところ、全員が賛成する。そこで、議長は「村長後任者選挙ハ一先見合ス事ニ決シマシタ」といい、村長の選出は後日となる。

3月29日の村議会に第2号案として村長後任者選挙が提案される。¹⁸⁾議長は「村長後任者選挙ヲ願ヒマス」という。これに対して第14番議員は「目下後任者トナルベキ人物ヲ得ナイカラ適当ノ人物ヲ見出スマデ選挙ハ一先延期スルコトヲ望ミマス」という。この発言に第11番議員、第19番議員が賛成する。そこで議長は延期説に賛同する者の挙手を求めたところ、全員が賛成して、村長選挙が再び延期される。

4月29日の村会議において第4号案として「村長後任者選挙」が提案される。¹⁹⁾年度が改まったためか、村長選挙の延期の論議は出ず、直ちに書記が投票用紙を配布して選挙が行われた。

議長から投票結果が報告される。投票総数は11票、うち4点が根本直三郎、3点が根本謙三、同じく3点が富田好五郎、1点が出口仲次であった。議長は、いずれの者も有効投票の過半数を取った者がいないため、次点者で同点の根本謙三と富田好五郎が抽選することとなる。抽選の結果、根本謙三が残り、最多数者の根本直三郎と根本謙三の2名について投票が行われる。投票の結果、根本謙三が7点、根本直三郎が4点で、根本謙三が村長に当選する。

5月16日の村会議に第1号案として「村長当選者辞退認定」が提案される。²⁰⁾議長は開会に先立ち第1号案について報告する。「……偕テ客月廿九日本村會ニ於テ根本謙三君本村長ニ当選シ即日告知書ヲ発シマシタ処ガ家事ノ都合ニヨリ受任致シ難イ。尤モ〔町村〕制第八条第二項ノ五ニ該当スル理由ヲ以テ辞退届出ニ付就任ヲ勸メシモ是非辞退セネバナラントノ事デアリ、尚理由ヲ審査シマスニ正当ト見認マシタカラ認定案ヲ提出致シマシタ訳デアリマス」という。その後、村長当選者辞退認定の件が審議される。²¹⁾第1議会は特に発言はな

18) 以下は「明治三十六年三月廿九日／第3回富田村會議事録」(資料番号：16045)による。

19) 以下は「明治三十六年四月廿九日／第4回富田村會議事録」(資料番号：16045)による。

20) 以下は「明治三十六年五月十六日／第5回富田村會議事録」(資料番号：16045)による。

く、第2読会に移る。第13番議員が「本員ハ就任シテ貰イタイノデアリマスガ、只今議長ノ御報告ニヨレバ拙モ其意ヲ得ザルト考ヘマス。最早致シ方アリマセン。認定シテヨロシ」という。その意見に第9番議員が賛成する。外に発言はなく、議長が確定議とする意向を確認したところ、全員が挙手して、根本謙三の村長辞任が決定される。

その後、第2議案である「村長後任者選挙」が提案され、投票が行われる。投票総数は11票、うち8点が徳田直哉、3点が出口仲次となり、徳田直哉が当選する。議長は「依テ徳田直哉氏当選致シマシタ。就テハ報酬額ヲ御諮リ申マス。豫算通り年額百八拾円支給シテ御異議ハアリマセンカ」という。満場異議なしで、議長は「村長報酬ハ年額百八拾円ニ決シマシタ」という。

以上が村長辞任から再選までの経緯である。したがって、富田村においては村長が1903年2月11日から同年5月15日まで、短期間ではあったが不在であった。そして、「一家ノ浮沈ニ関スル次第」というのっぴきならない理由で辞職した徳田直哉が再び村長に当選したのである。但し、このような村長不在と村長選挙の裏にどのような駆け引きがあったのかは不明である。

次に、もう1件、1911年に行われた村長後任選挙を紹介する。²²⁾ 1911年4月30日の村議会に第5号案として「本村々長任期満了ニ付後任者選挙ノ件」がかけられる。議長である村長の徳田直哉が「第五號案本村現任村長来ル五月廿一日ヲ以テ任期満了ニナリマシタカラ全月廿二日ヨリ就職スベキ後任者ノ選挙ヲ願ヒマス。〔町村〕制第四拾六条ニヨリ諸君ニ御配布シテアル投票用紙ニ匿名投票ヲ以テ選挙セラレンコトヲ望ミマス」という。これに対して第7番議員が「本件ハ村治上最モ重大ナル問題且時間モ最早六時ニナリマスカラー考ノ為明日休會シテ明後日ニ開會セラレタシ」という。それに対して賛成の声が起こり、議長は「第七番君ノ説ガ問題トナリマシタカラ採決致シマス。第七番ノ説ニ賛成者ハ挙手ヲ煩シマス」というと全員が賛成する。そこで、議長は「挙手満場ニテ延期ニナリマシタカラ明日休會シ明後日ニ引續キ開會致シマスコトトシテ本日ハ是レニテ閉會致シマス」といい、午後5時50分に閉会する。

5月2日の午後1時30分に再開された村議会冒頭で議長は「客月三十日ノ會議ニ引續キ是レヨリ開會致シマス。提出致シマシタ第五號案即チ村長後任者ノ選挙ヲ願ヒマス」という。その後投票が行われ、議長は「選挙ノ結果ヲ報告致シマス。総数拾四票、十三票徳田直哉、一票松原利章。右得点数ノ多キ徳田直哉氏ガ当選シマシタ」といい、徳田が村長に再選される。

21) 1903年4月30日付けの根本謙三の辞退届けは以下の通りである。「拙者義昨廿九日本村會ニ於テ富田村村長ニ當選ノ趣告知相成候処家事ノ都合モ有之御受難致〔町村〕制第八条第二項ノ五ニ該當スル者ニ付辞退致候間此段及御届候也」(資料番号：16045)。

22) 以下は「明治四拾四年四月參拾日ノ第四回富田村會議事録」(資料番号：16050)による。

この年の村長選挙においては、5月1日にどのようなことがあったのかは分からないが、特段のこともなく徳田が再選されたのである。

次は助役である。まず明治期の助役一覧を掲げれば第31表の通りである。ここでは1901年3月から1902年3月にかけて軒原省三から出口仲次に助役が交代した経緯を紹介する。1901年3月20日の議会に助役事務分掌廃止諮問の件が議長である村長の徳田直哉から提案される。議長は「次ハ諮問案ヲ申スノ^(ママ)デ助役軒原省三八従来本村會ノ御同意ヲ得テ農工商ニ関スル一切ノ事務ヲ分掌シテ居ルノデアリマスガ、今回此ノ諮問案ニモ書テアリマスガ持病ガ頻ト起ルノテ實際事務ヲ執ルコトガ六ツケ敷イノデ自分モ廃止ヲシテ貫ヒタイト云ウ申出デアリ、且ツ目下ノ処本職ニ於テ是等ノ取扱ヲナスモ別ニ渋滞スル様ノ事モアリマイカト存ジマスカラ^(かたがた) 旁 本月限りデ以後ハ本職ガ処理セルコトニシタイノテ一応本會ニ御意見ノアル処ヲ伺ヒタイノデアリマス」という。この諮問案に対しては第16番議員が「村長ニ於テ差支ナシト御認ガ付ケハ別ニ異議ハアリマセン」といい、その発言に第13番が賛同したところ、議長は「御異議ハナイモノト思ヒマスカラ此諮問案ノ通り来月カラ本職ガ事務ヲ執ルコトニ致シマス」といい承された。

第31表 明治期における富田村助役

氏名	就任年月日	離任年月日
根本直三郎	1890(明治23)年4月9日	1895年12月4日
根本謙三	1896年1月24日	1897年5月1日
徳田直哉	1897年5月13日	1899年7月27日
富田好五郎	1899年8月10日	1900年3月24日
軒原省三	1900年4月13日	1902年3月23日
出口仲次	1902年3月24日	1902年7月9日
出口仲次	1903年1月23日	* 1908年
根本謙三	1908年1月28日	**
松原利章	*** 1908年9月15日	1920年9月14日

〔注〕* 原表の通り。

** 離任年月日は不明。

*** 『明治四十三年富田村事務報告』によれば、松原の就職月日は1908年9月9日である。

〔資料〕『大川町史』、558～559ページ。

諮問案の了承は1901年度予算案の第1款役場費の審議に関係する。予算案の第2次会の逐条審議に入ったところで、第13番議員が「聊カ修正ガシタイ」といい、次のようにいう。「此ノ第一項ノ村長給料ヲ三拾円増額シ第二項〔雑給〕ノ報酬テ五拾円ヲ減額シタイノデアリマス。其訳ハ近頃役場事務益頻繁ニナリマシタ。而巴ナラズ目下助役ニ於テ分掌ノ事務モ明年度ハ村長ガ取扱フコトニナリマシタカラ助役ノ報酬六拾円ハ要シマイト思ヒマシタカラ拾円トシ村長給料ヲ三拾円ノ増額ヲシテ其旁ニ酬ントスルノデアリマス。其他ハ原案ノ通り。尤モ総額ニ異動ヲ生シマス。是レハ議長ニ於テ御整理ヲ願ヒマス」という。その発言に第

16番、第15番、第18番が賛成する。議長が「採決シマス。第十三番ノ修正説ニ賛成ノ諸君ハ拳手ヲ願ヒマス」といったところ、全員が拳手して村長の給料の増額が決定された。²³⁾

1901年10月24日の村議会に助役退任の件が上程される。第1次会において第1号議案の助役退任承認議案が書記によって朗読された後、議長が「助役退任ノ理由ハ近年身体不健康ニテ到底公務ニ堪ヘラレナイコトハ確ニアリマスカラ承認致シテ宜敷ト考ヘマス」といい、第3番が第2次会に移ることを提案する。そこで、議長は第2次会に同案件をかける。第16番議員が「本員ハ助役ノ退任ハ病氣ノ為止ムヲ得サルト思ヒマスカラ承認致シマス」とのべ、議長が「別ニ御意見ヲ認メマセンカラ原案決定」といい、軒原の退任が決定される。

次に、議長は「助役後任者選挙ノ件ヲ問題ニ供シマス」という。これに対して第16番議員が「本案ハ助役退任ニ付直ニ選挙シナケレバナランノデアリマスガ、目下適当ノ人物ニ見当リマセンカラ適当者ヲ認ムル迄延期スル方〔ガ〕宜敷ト考ヘマス」といい、議長は「第16番議員ノ説ニ対シ御異議モ見認マセンカラ后会迄延期致シマス」といい、助役の後任者の選挙は延期される。²⁴⁾

明けて1902年3月11日の村議会に助役後任者選挙の件が議題として提案され、同月24日に選挙が行われる。議長は「只今ノ結果ヲ御報告致シマス。総数拾三票ニシテ其得点及人名ヲ讀ミ上ゲマス／拾貳点 出口仲次／一点 根本謙三／出口君当選デアリマス」とのべ出口仲次が新しい助役となる。²⁵⁾ 徳田村長は「第二号ノ助役後任者選挙議案ノ一 富田村助役後任者選挙ノ件」において「本村助役軒原省三病氣退任セシニ付客年拾月廿日 后任者選挙議案提出セシモ当時適当ナル人物見当ラサル故ヲ以テ后会迄延期ノ求メ満場一致ナルニ依リ撒^(ママ)会 ナシオレ共助役ナカリセバ實際町村ノ機関具備セサル欠点ニシテ所理上ニ於テ多少差仕^(ママ)ノ廉ナシトセズ。宜敷后任者選挙アランコトヲ希望ス」(明治三拾五年三月拾壹日提出)²⁶⁾ といっている。

以上の経緯から、議会は病気により退任した軒原の後任の選挙を直ちには認めず、富田村においては助役が1901年10月24日から1902年3月23日まで不在であったことが分かる。徳田村長は、助役が不在では地方団体としての富田村が欠陥団体であると認識して新しい助役の選任を切望していたのである。

23) 以上は「明治三十四年三月二十二日ノ富田村會議事録」(資料番号：16045)による。なお、句読点は筆者が適宜つけた。以下同じである。

24) 以上は「明治三十四年六月二十九日ノ富田村會議事録」(資料番号：16045)による。なお、徳田村長は、10月24日に第3号議案として「書記増員議案」、第4号議案として「書記後任者推薦案」を提出しているが、議会では両議案とも「后会迄延期」となり認められなかった。書記増員の理由は「明治三十一年戸籍法改正以来戸籍ニ関スル事務非常ノ煩雜ヲ極メ且助役分掌ナシ居ニ〔アラ〕ザレハ勢ヒ事務渋滞ノ虞ナシトセズ。依テ書記一名増員〔シテ〕諸事敏活ナラシメントスルニアリ」ということであった。

25) 以上は「明治三十五年三月廿四日ノ富田村會議事録」(資料番号：16045)による。

26) 同上所収。

最後に収入役、書記の選任について少し紹介する。²⁷⁾

1897年7月29日の村会議において収入役選任の件が議題となる。議長は「是ヨリ開會致シマス。^(きてり)又手本村従来ノ収入役出口仲次兼テ一家ノ都合ニヨリ退職シタキ旨願出アリシニヨリ本月廿日之レヲ許シマシタニ付テハ其後任者ヲ定メナケレバナリマセン。依テ町村制ノ明文ニヨリ本職ニ於テ國方伊九郎、井川茂太郎、出口仲次ノ三名ヲ推挙シマスカラ其内ニテ一名を匿名投票ヲ以テ本村會に於テ選任セラレンコトヲ希望シマス」という。書記が投票用紙を配付して投票が行われ、議長が「投票ノ結果ヲ御報告申シマス。総数十一票ニシテ只今読み上げマシタ通り國方伊九郎ガ拾壹票、斯ノ如キ結果デアリマスカラ國方伊九郎ヲ選任シタコトニ成リマス。左様シマスト年俸額ハ如何デアリマス。是迄通り八拾四円支給シテ別ニ御異議ハアリマセンカ。御異議ガナケレバ支給スルコトニイタシマス」として、國方伊九郎の収入役の採用が決定される。

次は書記の選任である。収入役の選任の後「次ハ書記ノ選任デアリマス。本村書記ノ定員ハ四名デアリマスガ、只今デハ本書記ハ二名デアリマシテ他ノ二名ハ附属員ヲ以テ補充致シテ居ルノデアリマスガ聊カ事務ノ渋滞ヲ免レマセンカラ此際書記ニ改メタイノデアリマス。依テハ一名毎ニ選任アランコトヲ願ヒマス。而シテ本職ニ於テハ森下吉甫、出口仲次、井川茂太郎ノ三名ヲ推薦致シマスカラ前同様匿名投票ヲ以テ一名選任アランコトヲ希望シマス」という。その後、投票が行われ、議長は「投票ノ結果ヲ御報導申シマス。^(ママ)総数十一、森下吉甫カ拾票、出口仲次カ壹票、即テ森下由甫ヲ選任シマシタ。尚一名ノ選任ヲ願ヒマス。出口仲次、井川茂太郎、軒原度郎以上三名ヲ推薦シマス」という。投票が行われた後議長は「投票ノ結果ヲ御報導申シマス。総数十一、内七票井川茂太郎、四票出口仲次、即チ井川茂太郎^(ママ)ヲ選任サレマシタ。是レデ終リマシタカラ閉會致シマス」という。したがって、書記としては森下吉甫と井川茂太郎が選任されたことになる。なお、両名の給料については論議されていない。

ところが、議事録を見ていると、翌年1898年3月24日に収入役と書記の選任の件という議案が上がっている。当日の午後2時に開会された議会において議長は「引續キマシテ開會致シマス。本村現収入役國方伊九郎兼テ家事ノ都合ニヨリ退任シタキ旨願出ニヨリ彼是留任ヲ勸メマシタケレトモ至極不止得次第ノ趣ニ付其後任者ヲ選任致シタイ。就テハ本職ニ於テ後任者ヲ推薦センケレバナリマセンガ甚タ其人ヲ得兼ネマ^(ママ)ズガ漸ク一人ヲ見当リマシタ。即テ頼富房次郎ヲ後任者ニ推薦致シマスカラ投票アランコトヲ希望シマス。尤モ給料額ハ年額九十六円デ如何デアリマス〔カ〕。御異存ガナケレバ其レト確定致シマス」²⁸⁾という。投票が行われた後、議長は「投票ノ結果ヲ御報導申シマス。総数十一凡テ可トスルノ投票デア

27) 以下は「明治三十年七月廿九日調製／富田村會議事録」（資料番後：16043）による。

28) 以下は「明治卅一年三月廿四日調製／富田村々會議事録」（資料番号：16043）による。

リマス。即頼富房次郎ガ当選サレマシタ」という。

前年7月29日に出口仲次が「一家ノ都合」により収入役を退職し、その日に国方伊九郎が選任された。しかし、国方も7ヶ月ほど後に「家事ノ都合」により退職し、後任に頼富が選任されたのである。もちろん、「一家ノ都合」とか「家事ノ都合」とかは不明であるが、明治期における村の行政運営の難しさを推測させる。

続いて議長は書記の選任を提案する。「次ハ目下二名ノ書記ニ欠員ガアリマス。依テ是亦御選任ヲ願ヒマス。先ツ其一名ニ就テ松原利章ヲ推薦致シマス」という。投票が行われた後、議長は「投票ノ結果ヲ御報導申マス。総数十一、可トスル者十一即チ松原利章ヲ選任シマシタ。尚一名ハ出口仲次ヲ推薦致シマス。投票アランコトヲ希望シマス」という。投票が行われ、議長は「投票ノ結果ヲ御報告申マス。総数十一票、可トスルモノ十一、即チ〔出口仲次ガ〕当選サレマシタ。是レニテ本會ハ終了シマシタカラ閉會致シマス」という。

かくして、書記として松原利章と前年収入役を辞任した出口仲次の2名が選任され、4名の書記の定員が満たされたのである。

5. 富田村の財政運営

富田村の行財政の運営から見て特に重要かつ注目すべきと思われる経費は教育費と衛生費、そして後者に関係の深い避病院（伝染病院）の建設費であり、それらをめぐる予算審議を主として同村の議会議事録によって紹介し明治期における村の財政運営の実態を明らかにしたい。

5.1 教育費をめぐる予算審議と財政

5.1.1 富田尋常高等小学校略史（明治期）

富田尋常高等小学校の『沿革史』²⁹⁾によれば、同校の嚆矢は、1869年に富田西村字大道の鴨居忠治郎が発意し、自分の所有地（地租改正により、字大道2520番地となる）に自費で1870年8月に建築着工した郷校である。その郷校は、1871年2月に完成し高松藩校講道館の附属学校となって明義堂と呼ばれた。1872年9月に発布された学制にもとづき富田村は小学校を設置しなければならなくなったが、1872年11月に至り校舎は明義堂の校舎を充て小学校は香川県第10区小学校と称された。翌1873年2月に香川県が廃止され、名東県へ合併された結果、同小学校は第14大区第1小区富田西村大道小学校と改称された。1886年4月に第1次小学校令が発布され、1887年2月に富田西村大道小学校は富田尋常小学校と改称された。その後、1875年9月に第2次香川県が設置されたが、1876年9月に香川県は、

29) 『其一／沿革史／富田尋常高等小学校』は、現在、さぬき市立富田小学校が所蔵。「緒言」によれば、同『沿革史』は、「國ニ國史アリ縣ニ縣史アリ郡ニ郡史アル如ク學校ニモ亦學校史ナルベカラス」と考え、1910年4月に同校に赴任した遠藤伊之助が中心となり編集し、1913年2月に完成したものである。

今度は愛媛県に編入された。そして、1888年12月まで愛媛県の下にあり、今日の香川県が成立したのは1888年12月であった。『沿革史』は、「爾後縣ノ廢置分合アリシ為大小区ノ呼称ハ屢更替シタリト雖校名ハ改称セズ」という。1906年4月に石田村外7ヶ村組合立寒川高等小学校が解散し各村に高等科を併置することになり、富田尋常高等小学校と改称した。

通学区域についていえば、富田西村大道小学校を富田尋常小学校と改称した際に、富田中村字千町にあった千町小学校を同村松並に移築して富田簡易小学校と称し、富田西村と富田中村の2村を1つの通学区域とした。1890年の町村制施行時に富田西村、富田中村、富田南川村は合併して富田村となり、西村を大字富田西、中村を大字富田中、南川村を大字南川と呼称することになった。その結果、簡易小学校を富田尋常小学校の分教場としたが、通学区域は変更しなかった。1906年4月に高等科を併置するに当たって、大字南川を通学区域に加えた。³⁰⁾

『沿革史』によって明治期における同校の推移を統計的に示すと以下のようなものである。先ず第32表をご覧ください。学級数を見ると、同校は1906年に高等科を設置し、学級数は尋常科7学級、高等科3学級となった。その後尋常科は1908年に10学級と大幅に増加し

第32表 富田尋常高等小学校の学齢児童数外の推移

年 度	学齢児童数 (A)	就学児童数 (B)	就学率 (B) / (A)	学級数	
				学級数	備 考
1900	91	90	98.9	6	—
1901	88	85	96.6	6	—
1902	90	85	94.4	7	—
1903	91	86	94.5	7	—
1904	143	143	100.0	7	—
1905	125	123	98.4	7	—
1906	118	110	93.2	10	尋常科7学級高等科3学級
1907	110	109	99.1	11	尋常科7学級高等科4学級
1908	104	104	100.0	11	尋常科10学級高等科1学級
1909	120	109	90.8	12	尋常科11学級高等科1学級
1910	135	135	100.0	13	尋常科12学級高等科1学級
1911	126	106	84.1	13	同上
1912	125	109	87.2	14	尋常科12学級高等科2学級

〔注1〕『沿革史』は「明治三十二年度以前ハ帳簿不備ニツキ調査シガタキニヨリテ其后ノモノヲ左ニ記載ス」という。

〔注2〕『沿革史』における学級数は1880年度から掲載されている。なお、1880年度以降学級数は6学級であるが、1886年度においては「6学級（尋常科第4年程）」と記載されている。

〔注2〕就学率は筆者が計算した。

〔資料〕『沿革史』。

30) 以上の沿革については、大川町史編集委員会編『大川町史』大川町役場、1978年、1062～1066ページ、も参照。

た。なお、高等科は前年度の4学級から1学級に大きく減少している。1910年度に尋常科は12学級まで増加し、1912年度まで続く。高等科は1912年度には2学級となっている。

学齢児童は1900年度には91名、就学児童は90名で就学率は98.9%であった。学齢児童は1904年度に143名と飛躍的に増加している。しかし、就学児童も143名で全員が就学している。学齢児童数はその後かなり変動しているが、1908年度の104名が最低で最高は1910年度の135名である。就学児童数は1904年度の143名をpeakに減少した。1910年度の135名を除き100名少しである。

すでに紹介したように、1907年3月の小学校令の一部改正により修業年限が1908年4月からそれまでの4年間から6年間に延長された。また、富田尋常小学校では1906年度から高等科が設置された。したがって、明治末期における富田尋常高等小学校の在籍児童数は600名から700名位であったのではなかろうか。

第33表、第34表をご覧いただきたい。富田尋常小学校の卒業生は1887年度が11名であった。1888年度はわずか7名で、男児のみであった。しかし、その後卒業生は急速に増

第33表 富田尋常小学校卒業生数の推移(その1)

年 度	男児卒業生 数(人)	女児卒業生 数(人)	計(人)
1887	9	2	11
1888	7	—	7
1889	12	4	16
1890	24	10	34
1891	23	9	32
1892	34	13	47
1893	32	8	40
1894	32	19	51
1895	25	8	33
1896	38	20	58
1897	21	22	43
1898	47	20	67
1899	43	16	59
1900	42	21	63
1901	37	18	55
1902	46	23	69
1903	36	28	64
1904	40	32	72
1905	39	43	82
1906	48	41	89

[資料]『沿革史』。

第34表 富田尋常小学校卒業生数の推移（その2）

年度	尋常科			高等科			合計（人）
	男児（人）	女児（人）	小計（人）	男児（人）	女児（人）	小計（人）	
1907	38	32	70	12	9	21	91
1908	56	40	96	17	5	22	118
1909	31	17	48	15	4	19	67
1910	41	12	53	15	4	19	72
1911	54	21	75	13	6	19	94
1912	47	28	75	15	2	17	92

〔資料〕『沿革史』。

加し、1890年代後半には60名前後となる。特に女児の卒業生が増加し、1905年度には女児が男児の卒業生を上回っている。1905年度以降は卒業生が80名を超える。第34表をご覧くださいと、1907年度以降における尋常科の卒業生は、1909年度の48名、1910年度の53名を除くと70名以上となっている。高等科は20名前後である。そして、卒業生総数は1909年度、1910年度を除き、90名以上となっている。

教員数の推移は第35表をご覧ください。『沿革史』には教員名簿があり、それには「本校就職年月」と「本校退職年月」が記載されている。そこで各教員の就職年月と退職年月を一覧にすると、ある年（1月から12月まで）に何名の教員が在職していたかが分かる。教員名簿の筆頭は1892年5月4日に就職した訓導兼校長の徳田傳三郎である。教員は訓導、准訓導、雇、代用教員を含む。教員の中にはある年の5月に就職し、9月に退職した者がいる。極端な場合には5月に就職し、6月に退職した者もいる。それらをすべて含み、その年の教員数とした。なお、1893年から1911年までの教員は延べ人数で82名であるが、そのうち2名は退職年月が不明であるので教員数から省いた。

ご覧のように、1892年の1名は今挙げた徳田校長である。1896年までは6名以下であったが、1897年には11名となった。その後は1905年を除き少ない時に12名、多い時には18名で推移している。全般的傾向として、学級数と児童数が増加するにしたがって教員数も増加している。³¹⁾

最後に、『沿革史』に掲載されている富田尋常高等小学校の校費（予算額）の推移を見ておく。第36表をご覧ください。予算額の校費は、1905年度までは多い年度で1900年度の1,825円68銭9厘であり、その他の年度はそれ以下である。1905年度までにおいても、1897年度までは1,000円前後であり、1898年度以降1905年度までは1,500円前後であった。ところが、尋常科と高等科が併置された1906年度以降急速に増加し、同年度には2,831円7

31) 児童数、学級数、職員数については、『大川町史』、1070ページ、も参照。

第 35 表 富田尋常高等小学校教員数の推移

年	教員数 (人)
1892	1
1893	4
1894	6
1895	6
1896	6
1897	11
1898	15
1899	14
1900	12
1901	14
1902	11
1903	16
1904	12
1905	8
1906	12
1907	14
1908	16
1909	18
1910	18
1911	13

[資料] 『沿革史』。

第 36 表 富田尋常高等小学校校費 (予算額) の推移

年 度	予算額 (円)	決算額 (円)	備 考
1890	1,095.800	—	
1891	1,095.800	—	
1892	976.620	—	
1893	902.033	—	
1894	902.033	761.477	
1895	922.733	—	
1896	1,024.800	—	
1897	1,394.019	1,200.885	
1898	1,740.090	—	
1899	1,509.344	—	
1900	1,825.689	—	
1901	1,401.490	—	
1902	1,616.020	—	
1903	1,761.500	1,578.284	
1904	1,367.980	1,369.918	
1905	1,569.200	1,451.380	
1906	2,831.070	2,803.730	本年度ヨリ高等科併置ニヨリ経費増額 (原注)
1907	2,517.052	—	
1908	2,960.104	—	
1909	3,431.433	—	
1910	3,644.500	3,622.986	
1911	3,773.592	3,485.888	

[資料] 『沿革史』。なお、決算額は、現在までに筆者が収集した決算書から参考として掲げた。なお、いちいち決算書の資料名、資料番号を掲げることは省略した。

銭となった。1907 年度には 2,517 円 5 銭 2 厘と少し減少したが、1908 年度以降はうなぎ登りに増大し、1911 年度には 3,773 円 59 銭 2 厘となっている。1906 年度の原注にも「本年度ヨリ高等科併置ニヨリ経費増額」と明記している通りに、高等科の併置による児童数、学級数、教員数の増大が経費増加の大きな原因である。

5.1.2 富田尋常高等小学校校舎建築の歩み (明治期)

『富田村事務報告』によって富田村の小学校建築の歩みについて記す。

『明治四十三年富田村事務報告』³²⁾ は「村内ニケノ小学校ヲ設ケテ南川尋常小学校ト稱

32) 『明治四十三年富田村事務報告』(資料番号：16050)。

シ他ヲ富田尋常高等小学校ト稱ス」という。続けて「南川尋常小学校々舎ハ明治十五年ノ建築ニシテ爾来就学児童ノ増加ト共ニ校舎ノ狭隘ヲ告グ。全二十六年舊校舎ヲ毀シ新校舎ヲ建築シ以テ従来ノ不便ヲ防グニ至レリ」。他方「富田尋常高等小学校々舎ハ明治二十年ノ建築ニシテ當時大字富田中ニ分教場ヲ設シモ経費節減ヲ目的トシテ明治二十九年分教場ノ校舎ヲ本校ニ移シ修築シテ使用ス。然ルニ毎年就学児童ノ増加ト義務教育年限延長ノ結果トニヨリ全児童ヲ収容スル餘地ナキニ至リ明治四十一年石田村ニ設立シアル舊寒川高等小学校ノ一棟ヲ購入シ同四十二年度ヨリ同所ヲ仮教室トシタリ。然レドモ是等ノ方法ハ一時ノ彌縫策ニシテ将来校舎全部ヲ改築シ設備ノ完成ヲ計ラント目下計畫中ナリ。」という。

『明治四十四年富田村事務報告』³³⁾においてその後の建築の経緯について次のようにいう。「……舊寒川高等小学校ノ一棟ヲ購入シ仮教室トナシタリシガ、本年〔1991年〕四月ニ至リ村民ノ協議一決シ校舎改築ニ着手シタリ。此所ニ於テカ梁行五間桁行三十二間ノ校舎一棟ヲ新築ス。其工事七月末ニ落成セシニヨリ直チニ仮校舎ヲ売却シテ全児童ヲ本校ニ収容セリ。其ヨリ引続キ前全様ノ校舎一棟便所二棟及渡廊下ノ新築ニ取り掛リ十二月末ニ至リテ落成シタリ。由リテ舊校舎二棟ハ売却シタルモ現今普通教室十五アリ。其他ニ講堂、職員室等アルニヨリ教授上更ニ遺憾トスル所ナシ。然レドモ未タ式場、附属建物、及外柵等ノ設備全カラザルニヨリ近キ将来ニ於テ全部改築スル見込ナリ。」なお、『沿革史』によって最後の点を補足すれば、「近キ将来ニ於テ全部改築スル見込ナリ。」という予測は直ちには実現せず、「大正4年3月起工別紙丁号図面ロノ如キ本館一棟増築……全年七月竣工此建築費七千圓也」ということになった。

『沿革史』は以上の校舎建築の経緯についてやや詳しくのべている。「……明治廿一年五月寒川郡富田村全村負担ニテ該村鴨居忠治郎処事ノ字大道二千六百壹番地ノ内^(ママ)ヲ借り受け別紙乙号圖面ノ通り校舎二棟ヲ建築シ<sup>当時學務委員出口仲次
専ラ新築工事ヲ監督ス</sup>、明治廿二年四月茲ニ富田尋常小学校ヲ移転セリ。然ルニ同年八月暴風雨ノ為メ突然該校舎轉倒シ絶テ教務ヲ執ルコト能ハザルコトトナリ、寸時モ差シ置キ得ザル場合止ムナク最前使用シ居タル鴨居忠治郎建築ノ旧校舎ヲ修繕シ再ビ之ヲ使用シタリ。明治廿四年三月ニ至リ更ニ富田全村負担シテ前述ノ校舎轉倒跡ヘ別紙丙号圖面ノ通り校舎三棟新築シ<sup>当時學務委員主任書記出口仲次外
建築委員四名専ラ工事ヲ監督ス</sup>同年十月富田尋常小学校ヲ又茲ニ移セリ。明治二十三年元富田中村ノ富田簡易小学校ヲ分教場トナシ、明治二十八年分教場ヲ廢シ、翌廿九年同校舎ヲ用ヒテ別紙丁号圖面ノ通り校舎壹棟ヲ増築ス。茲来就学児童追年増加スルノミナラズ、明治三十九年高等科ヲ併置シ富田尋常高等小学校トナルニ至リ、非常ナル教室ノ狭隘ヲ来シ如アルニ従来ノ校舎ハ設備不完全ナル為メニ明治四十三年別紙イ号圖面ノ通り完備セル新校舎一棟ヲ増築シ<sup>當時出口仲次遠藤虎吉
専ラ工事ヲ監督ス</sup>翌四十四年別紙ロ号圖面ノ如ク更ニ新校

33) 『明治四十四年富田村事務報告』（資料番号：16050）。

舎一棟ヲ増築シ當時遠藤虎吉博士
ヲ工事ヲ監督ス、同時ニ本館ノ裏校舎及左側校舎ノ二棟ヲ取り除キ別紙ハ号圖面ノ校舎トナル。現今ノ富田尋常高等小学校ノ校舎即チ是ナリ。」

このように1891年のコの字形の3棟（丙号図面）から1896年に1棟増築して4棟（丁号図面）となる。1906年に高等科を併置した結果教室がきわめて狭隘となり、1910年に更に1棟新校舎を増築（イ号図面）する。翌1911年には、更に1棟増築（ロ号図面）するとともに、「本館ノ裏校舎及左側校舎ノ二棟ヲ取り除キ別紙ハ号圖面ノ校舎」となる。「現今ノ富田尋常高等小学校ノ校舎即チ是ナリ。」結局、明治の末には校舎は4棟（新校舎2棟、旧校舎1棟、講堂1棟）となった。³⁴⁾

したがって、富田村の明治期における小学校建築の歴史においては1910年、³⁵⁾1911年が大きな山であったのである。

5.1.3 1906（明治39）年度の教育費について

富田村の教育費の歳出に占める割合を付表 第1表³⁶⁾で見ると、1906年度の教育費は、予算決議書によると56.2%で突出している。また、その金額は、3,091円19銭8厘であった。しかし、それまで3,000円を超える年度はなかった。したがって、1906年度の教育費は明治末期の富田村財政において注目すべき年度である。

なぜ1906年度に教育費がそのように割合、金額ともに大きくなったのであろうか。最大の理由は、先に掲げた第32表から分かるように、1906年度に3学級の高等科が設置されるとともにそれまで6学級であった尋常科が7学級に増加したことである。

村議会はそれに対してどのように対応したのであろうか。村議会の議事録に沿って予算審議を紹介すると以下のようなものである。

1906年2月25日の村議会に第3議案として、まず「地価割制限外課税ノ件」が提案される。議長は「……次ハ第三号案明治参拾九年度地価割制限外課税ヲ問題ニ供シマス。本案ハ制度ノ明文ニ依リ地租一円ニ対シ金二十銭迄ハ賦課出来マスモ到底其レニテハ本村経費ノ支辨ハ六ヶ敷アリマスカラ更ニ拾銭丈制限外課税ヲ致セハ宜敷カラント存ジマス。依テ書記ヲシテ朗讀サセマス」という。³⁷⁾書記が朗読した第3号案は以下の通りである。

「一明治三十九年度地価割制限外即チ地價二ヶ半ニ対スル地租壹円ニ付金参拾銭課税セン

34) 『大川町史』、1066ページ。但し、『沿革史』には「別紙ハ号」と称される図面が綴じられていない。

35) 但し、1910年度の村議会議事録は残されていない。1910年度の『議事係事務処理誌』はあるが、関係する資料は見当たらない。したがって、1910年度の教育費をめぐる論議を紹介し検討することはできない。

36) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(2)」、『尾道大学経済情報論集』第8巻第1号、2008年6月、52～53ページ。

37) 以下は「明治参拾九年貳月貳拾五日／第一回富田村會議事録」(資料番号：16046)による。

トス／理由／当富田村明治三十九年度歳入出經常費豫算来學期ヨリ石田村外七ヶ村組合寒川高等小學校ヲ廢シ各村共尋常高等科ノ併置トナスニ就テハ是レガ設備トシテ一時ニ書籍器具化學試験器具体操器具校舍ノ修築等有ユル物質ヲ蒐集シ教授ニ支障ヲ醸サザラシムルニ付テハ一躍〔歳出・歳入総額〕五千五百円〔ノ〕巨額ニ達シ是レガ支弁トシテハ歳入豫算中第一款ヨリ第六款ニ至ル概子一定ノ限度アリテ經費ノ一大部分ヲ占ムルハ第七款村税ノ一科目アルノミ。而シテ國税縣税營業割所得割ノ如キハ些々タル金額ニシテ唯戸別割ハ三十七年度一戸当り壹円貳拾貳錢余ナリシモ本年度ノ如キハ俄然一戸当り貳円五拾貳錢ノ重税トナリ村費ノ二分ノ一ハ戸別割ヲ以テ仰ク有様ナレハ其不足額ハ是非共制限超過ノ地価割ヲ賦課シ經費ヲ支弁ナスノ外良策ナシ。依テ地租壹円ニ付金拾錢ノ制限外課税ヲ為スモ過重ノ嫌ナリ。却テ賦課ノ權衡ノ当ヲ得タル者ト信ス／明治三十九年二月二十五日提出／富田村長 徳田直哉]

ご覧のように1906年度においては組合立の寒川高等小學校が解散し、³⁸⁾ 各村が尋常科と高等科を併置することとなり、そのために予算が5,500円³⁹⁾の巨額となる。それをまかなうには増税をせざるをえないが、国税・県税は頼りにならない。そこで村民が負担することになるが、その税目としては戸別割と地価割がある。しかし、前者がすでに村税の半分を負担して重税となっている現状から判断して、地価割の制限外課税、すなわち地租1円に対する20銭の税率を50%増税して1円に対して30銭とする提案である。

議長はの提案に対して第3番議員が「明治三十八年度ノ戸数割ハ一戸当り二円二十七錢五厘余テアリマシタ。然ルニ来年度尋常高等ノ併置デ從テ經費モ多額ヲ要スルカラ戸別割ノミテ余程權衡ヲ失スルニ就キマシテハ本案ノ如ク制限外課税ノ稟請ヲナス方〔ガ〕得策ト存シマス。依テ原案賛成テス」という。この発言に第5番も賛成する。議長は「別ニ御異議ハアリマセンカラ然ラハ採決致シマス。原案賛成者ハ挙手ヲ煩シマス」といい、全員が賛成し、原案が決定される。したがって、尋常科と高等科の併置は村民に対する地価割の50%増しの制限外課税でまかなわれることとなったのである。

次は第4議案の「富田村明治參拾九年度歳入出豫算」である。議長は提案の冒頭において予算編成の概略について以下のようにのべる。提案理由の最初の部分は、本稿のV 2. 給料・雑給等の決定について、においてすでに紹介したが、再掲する。

「本案編製ニ付テ概略説明致シマス。各員モ御承知ノ如ク例年予算ニ就テハ素ヨリ理事者ニ於テモ細心注意ヲ致シ節約ナシツツアルガ就中時局中最モ緊縮シテ居リマシタガ、来年度ヨリ寒川高等校ヲ廢シ尋常高等校ヲ併置シ此レガ設備トシテハ有ユル物体ヲ蒐集シ教授ニ差

38) 組合立の寒川高等小學校の解散に伴う財産処分議案は、1906年3月10日の村議会に提案され可決されている（「明治參拾九年參月拾日／第二回富田村會議事録」〔資料番号：16046〕）。

39) 1906年度の歳入出予算案によると、歳入と歳出はともに5,965円22銭である（「第4号案／富田村明治三十九年度歳入出総計豫算案」、同上資料）。

〔ツカエ〕 問 ヲ生ゼザラシメサレバ併置ノ趣旨ニ悖ルニ依リ従テ教育費ノミニシテ参千参百円ヲ要シ前年度ニ対シテハ約二倍ノ費用トナリ、役場費ニ於テモ平和克復ノ今日ナルモ通貨ノ膨脹ニ供ヒ物価ノ騰貴著シク事務モ非常繁雜ヲ要スル等約四百円ヲ要スル有様デアリマスカラ是レガ支弁ノ為メ歳入部ニ於テモ戸別割ハ一戸当三円其他国税縣稅營業割所得割等モ前年度ハ本稅ニ対シ二分ナリシモ本年ハ各稅ノ權衡ヲ保タンカ為三分トナシタル訳デアリマス。尚詳細ナル事柄ニ就テハ御質問ニ対シ御答致シマス」という。

第3番議員は「質問致シマス。第1款役場費第二項ノ報酬ニ専科學務委員六拾円トアリマスガ、是ハ如何致シタノデアリマスカ」という。これに対して議長は「此専科學務委員ハ現時ノ時勢ニ供ヒ是非共學齡兒童ヲ皆就學タラシメンニハ専務ヲ置キ専ラ其衝ニ当ラシメン為ニ篤ニ其筋ヨリ訓示ニナリマシタノデアリマス」という。なお、第1款第2項の報酬は前年度予算は156円であったが、⁴⁰⁾ 1906年度は216円となっている。付記を見ると、内訳は村長報酬が156円、専科學務委員の報酬が60円となっている。

同じく第3番から「第四款第一項ノ三旅費借地借家費圖書器械標本費器具費消耗品費常時修繕費其他諸費ニ就テ大變費用ヲ要シテ居ルカラ更ニ御説明ヲ願ヒマス」という。議長は「説明致シマス。旅費ニ就テハ高等科ヲ併置ノ結果修学旅行モ自然遠距離ニナリマスシ且ツ本郡各同一ノ學級担当教員交代ニ教授視察ノ為メ本縣師範學校へ毎月出張シマスカラ多ク要スルノデアリマス。借地借家費ハ今迄ノ運動場ニテハ狹隘ヲ感ズルカラ擴張スルト併置ノ結果三學級ヲ増加ナスカラ裁縫場ニ困シ民屋ヲ借入ルノデアリマス。圖書器械標本費器具費消耗品費ニ就テハ第一ニ机書籍体操器具化學試驗器黑板教台等ノ高等科需要品多大ニシテ従テ消耗品モ多ク要シマス。而シテ高等科生徒モ約百六七十名ノ豫定デアリマス。常時修繕費モ現今ノ雪隠ノ場所甚ダ悪クアリマスカラ改築増大ナラシメ、又教場ノ設備モ變更致シマスノデアリマス。其他ノ諸費ニ就テハ教員及生徒ガ多クナリマスカラ從而奨励費或ハ教員賞與學校医手当或ハ生徒修學旅行ニ補助ノ目的ニテ運動會費ヲ多ク要スルノデアリマス」という。

第6番議員は「南川尋常校其他ノ諸費ガ多クナリタルハ何ニ要シマスカ」と質問する。それに対して議長は「左様前年度迄ハ宿直賄料ヲ支給シ致シ居リマセンガ、本年度ハ賄料ヲ置キマシタノデアリマス」という。続いて、第4番議員が「歳入第三款一授業料ノ附記ニ月額二十錢及十錢トアリマス。現在ノ寒川高等科ハ二十五錢ナルニ如何シタノデアリマスカ。又全款第四ノ組合解散ニ供シ配当金三百円ノ御説明ヲ願ヒマス」と質問する。それに対して議長は「寒川高等校ノ授業料ハ二十五錢デアリマス。而シ創設ノ併置校ニテハ諸事不整頓且ツ教育ノ普及ヲ計ルニハ是非共可及授業料ヲ輕減シ沢山ノ生徒ニ普通學ヲ授クルノ目的デアリマス。又附記ノ二十錢ノ場合ニ其一名ヲ半額ニ致スノデアリマス。配当金ハ現在寒川高等

40) 前年度決算額も156円である（「大川郡富田村明治参拾八年度歳出決算表」、「大川郡富田村明治参拾八年度歳入出總計決算書」〔資料番号：16046〕）。

校ノ 蓄^(マア)積セシ有價証券又ハ本年度残余金器械器具費ヲ大躰見積り配当金ニフル分ヲ編入致シタイノデアリマス」という。

その外には質問が出ない。議長が「最早御質議^(マア)モ見受ケマセンカラ第二讀會ニ移シマス。御異議ハアリマセンカ」というと「異議ナシ」との発言がある。そこで正午になり、暫時休憩に入る。

午後の議会は零時40分に再開された。議長は「是ヨリ第二讀會ヲ開キマス。歳出部全部ヲ議題ニ供シマス」という。第3番議員が「本員ハ會議細則第參拾六条ニ依リ歳入出全部ヲ委員付託トシ委員會ニ於テ調査シ併テ委員五名ヲ議長指名セラレタシ」という。その発言に対して、第2番、第16番が賛成する。議長は「然ラハ第三番ノ歳入出全部ヲ委員會附託ノ動議ガ成立シマシタ」といい、委員會の設置が決定され5名の委員が議長から指名される。5名は第1番、第3番、第5番、第15番、第16番であり、委員長は第3番である。その後、委員長から報告がある。以下では、教育費に関する部分のみを紹介する。

「……全款〔第1款〕第二項ノ報酬ヲ百五十六円トナシ、其附記ノ專科學務委員六拾円ヲ削除ス。全三ノ實費弁償費ヲ三十円ヲ削除トナシ其附記ノ村長ヲ二十円ニ、專科學務委員十円ヲ削除」という。先の第1読会では後者の実費弁償費に対する発言はなかったが、委員會では実費弁償費も削除することにしたのである。その後「第四款第一項ノ一正教員俸給ヲ千七百七十六円トナシ、附記ノ尋常科正教員十三円七人ヲ十二円七人トナス。全三旅費ヲ三拾壹円五十錢トナシ、附記出張旅費ヲ二十三円五十錢トナス。全六ノ圖書器械標本費ヲ四百四十三円五十七錢トナシ、附記ノ圖書器械標本購入費ヲ四百四十円トナス。全七ノ器具費ヲ六十円四十五錢トシ附記ノ雜品器具購入費ヲ五十八円ニ、全八ノ消耗品費ヲ七十円トナシ、附記ノ薪炭油茶代ヲ四十五円ニ、全九ノ通常修繕費ヲ九十六円トナシ、附記其他ヲ二十二円ニ、全十其他ノ諸費ヲ百四十九円四十五錢トナシ、其附記ノ生徒奨励費ヲ四十円ニ、全教員賞與ヲ二十円に、第二項南川尋常校ノ三旅費ヲ六円トナシ、附記出張旅費ヲ四円ニ、同八其ノ諸費ヲ二十一円十二錢八厘トナシ、宿直賄料ヲ七円三十錢一夜二錢ニ」という。ご覧のように、細かく検討し、削除すべき金額をそれぞれ挙げている。

委員長は、歳入予算の検討結果についてのべる。「歳入部第七款四戸別割ヲ二千四百四十六円九十二錢トナシ、其附記ヲ賦課戸数一戸ニ付金二円五十二錢トシ、歳入出共合計金五千四百九十九円拾四錢トシ、都合四百六十六円〇八錢ノ減額デアリマス。而シテ此削減致シマシタル主タル者ハ教育費デス。本年ハ創メテ尋常高等ノ併置デアリマスカラ到底完全無缺ノ者ハ出来得ベキ者テナイカラ誠ニ多額ノ費用ヲ投セナリトモ教授ニ差間或ハ普通學ノ普及ニ影響スル事ハアリマセン。漸々適當ノ者ヲ購求ナス方〔ガ〕却テ得策ト見認メマス。尚徴収期限ニ就テモ戸別割ハ六月十二月ニ修正致シタノデアリマス。尤モ理事者ニ於テハ本稅タル戸数割ト全時ニ徴収セネバ徴収上非常ニ困難ヲ感シ且ツ從來納稅上ニ就テハ好結果ヲ得ツツ

アル慣例ヲ打破シテハ由々敷ナル旨ニテ原案維持ニ務メラレシモ又一方納税者ニナリテハ一時ニ沢山ノ納税ハ困難ナレハ出来得ル限り延期シ、徴収ナサン為是又満場異議ナク修正致シマシタ]

この委員長報告に対して議長は「只今委員長報告ノ如ク委員會ニ於テ修正ニナリマシタ。諸君ニ於テ御異議アリマセンカ」という。「満場異議ナシ」として承認される。そこで議長は「然ラハ採決致シマス。委員長報告通り修正説ニ賛成者ハ挙手ヲ煩シマス」というと、全員が賛成して修正説が承認される。更に、第3議会においても異議がなく、全員が賛成の挙手をする。そこで議長は「挙手満場ニテ第二讀會通確定致シマス。是レニテ発布議案悉皆議了致シマス」といい、午後5時30分に閉会する。

以上の結果を確認すると第37表、第38表のようである。先ず第37表によって歳出 第4款 教育費の予算を見ると、前年度の予算額1,815円30銭から1906年度は3,329円99銭8厘となり1.8倍である。教育費の中では富田小学校費が91.8%をしめる。そして、富田小学校費で最も大きい金額は正教員俸給で同校費の60.8%をしめ、それは前年度予算に比べ1.6倍となっている。その外には図書器械標本費が493円57銭で、前年度比で16.5倍である。また、器具費が80円45銭で前年度比で13.4倍である。

議会における削減では、第4款の教育費が3,091円19銭8厘となり7.2%の削減率である。委員長が「削減致シマシタル主タル者ハ教育費デス。」という通りである。富田小学校費では旅費が31円50銭となり42.7%の削減で、最も大きい。その外では器具費が60円45銭となり24.9%の削減、常時修繕費が96円10銭となり17.2%の削減、消耗品費が70円となり12.5%の削減、図書器械標本費が443円57銭となり10.1%の削減である。南川小学校費でも旅費が10円から6円に削減され、40.0%の削減率である。

歳入では第38表のように戸別割が予算で2,913円となり、前年度比で31.7%の増であったが、議決額は2,446円92銭となった。それでも前年度の予算に比較して10.6%の増税である。⁴¹⁾ 予算案では1戸当たり3円であったが、修正されて1戸あたり2円52銭と16.0%軽減された。

以上から分かるように、富田村の小学校における尋常科と高等科の併置に対しては国ないし県からの補助金はなく、教育費の増加は村民のほとんどが負担する戸別割の増税によってまかなわなければならなかったのである。

41) 前年度の戸別割の決算額は2,210円90銭であった(「大川郡富田村明治参拾八年度歳入出総計決算報告書」,「村會議事録」〔資料番号:16046〕)。減少した「理由」は「金五拾七銭壹厘ヲ減少スルハ他ニ転居セシモノアリシニ依ル」ということである。

第37表 富田村の1906年度教育費外の歳出豫算額、議決額ならびに決算額

科 目	前年度豫算額 (円)		予算額		議決額		決算額	
	金額 (円)	附記	金額 (円)	附記 (修正された金額はアンダーラインで示す)	金額 (円)	附記 (修正された部分を取消線で示し、議決された部分は()で示す)	金額 (円)	理由
第1款 役場費	1,428,800		1,803,250	1,573,440	1,470,345			
第2項 雑給	362,500		572,950	481,140	425,608			
2 報酬	156,000	村長百五拾六円専科事務委員六拾円	216,000	156,000	156,000			金式円拾八銭ヲ増加スルハ出張要件多カリシニヨリ (不足ハ豫備費ヨリ補充)
3 実費弁償費	30,000	村長三十円助役十円専科事務委員十円	50,000	30,000	32,180			決算ノ豫算ニ比シ金參拾六円四拾八銭八厘ヲ減ス其理由ハ左ノ如シ
第4款 教育費	1,815,300		3,329,998	3,091,198	3,054,710			金貳拾七円參拾四銭ヲ減ス。其内訳左ノ如シ
第1項 富田尋常高等小学	1,569,200		3,058,570	2,831,070	2,803,730			
1 正教員俸給	1,188,000	本科正教員 (高等科十六円三人) 全(尋常科十三円七人) 補助准教員八円一人裁縫専科正教員八円一人各十二ヶ月	1,860,000	1,776,570	1,770,637			金五円參拾六銭
2 諸給料	78,000	小使月俸四円二人各十二ヶ月分	96,000		82,500			金拾參円五拾銭ヲ減少スルハ給料ノ低キ者ヲ雇ヒシニヨリ
3 旅費	10,000	赴賃八円出張四十七円	55,000	31,500	23,360			金八円拾四銭減少スルハ出張及赴任者少ナカリシニヨリ
4 雑費	1,500		1,500		2,250			金七拾五銭ヲ増加スルハ人足多ク使用セシニヨリ (予備費ヨリ補充)
5 借地借家費	86,400	敷地二反九畝十五歩五九斗八八八円五十銭一石二付十五円/借家賃十八円一ヶ月迄四十五銭十二ヶ月分	106,500		93,409			金拾參円九拾銭參厘ヲ減少スルハ凶書器械ノ購入少ナカリシニヨリ
6 凶書器械標本費	30,000	凶書器械標本購入費四百九十円修繕費三百五十七銭	493,570	443,570	401,767			金四拾壹円八拾銭參厘ヲ減少スルハ凶書器械ノ購入少ナカリシニヨリ
7 器具費	6,000	雑品器具購入費七十八円八分修繕費一円十五銭	80,450	60,450	76,004			金拾五円五拾五銭四厘ヲ増加スルハ器具ノ購入多カリシニヨリ (予備費ヨリ補充)
8 消耗品費	50,000	筆紙墨印肉代二十五円/薪炭油茶代五十五円	80,000	70,000	98,705			金貳拾八円七拾銭五厘ヲ増加スルハ紙筆炭ノ需要多カリシニヨリ (豫備費ヨリ補充)
9 常時修繕費	30,000	棚修繕費十五円六十銭雪隠改築費五十八円五十銭戸障子其他四十二円五十八円五十銭戸障子其他四十二円(三十一)円	116,100	96,100	101,714			金五円六拾壹銭四厘ヲ増加スルハ材木ノ騰貴セシニヨリ (豫備費ヨリ補充)

第 37 表 富田村の 1906 年度教育費外の歳出豫算額、議決額ならびに決算額 (つづき)

科 目	前年度豫算額 (円)	予 算 額		議 決 額		決 算 額	
		金額 (円)	附 記	金額 (円)	附 記 (修正された部分の金額はアンダーラインで示す)	金額 (円)	理 由
1 0 其他諸費	89,300	169,450	恩給基金十八円十銭生徒奨励費四十五円通信運搬費一円学校医手当十五円宿直酬出五円五十五銭教員五銭小使一銭研究会儀式費一十一円七十八銭修学旅行運動會費二十五円衛生費三円教員賞與式拾五円	149,450	恩給基金十八円十二銭生徒奨励費四十五(四十四)円通信運搬費一円学校医手当十五円宿直酬出廿五円五十五銭教員五銭小使一銭研究会儀式費一十一円七十七(七十八)円衛生費三円教員賞與式拾五(二十)円	153,384	金参田九拾参銭四厘ヲ増加スルハ奨励費ヲ多數用セシニシヨル(予備費ヨリ補充)
第 2 項 南川尋常小学校	236,100	261,428		250,128		250,980	金八拾五銭式厘ヲ増ス其内訳左ノ如シ
1 正教員俸給	156,000	156,000	本科正教員十三円一人十二ヶ月分			156,000	
2 諸給料	36,000	36,000	小使月給三元一人十二ヶ月分			36,000	
3 旅費	5,000	10,000	赴任旅費二円出張旅費八円	6,000	赴任旅費二円出張旅費六(四)円	7,700	金七円七拾銭増加スルハ出張事項多カリシニシヨル(備償費ヨリ補充)
4 図書器械標本費	7,000	7,000	図書費五円器械標本費一円修繕費一円			8,930	金五円九拾参銭ヲ増加スルハ図書器械購入多カリシニシヨル(備償費ヨリ補充)
5 器具費	3,000	4,000	雑品器具費			2,135	金五円八拾六銭五厘ヲ減少スルハ器具ノ必要少ナカリシニシヨル
6 消耗品費	15,000	15,000	筆紙墨印肉代三円薪炭油茶代十二円			14,396	金六拾銭四厘ヲ減少スルハ薪炭油ノ需要少ナカリシニシヨル
7 常時修繕費	5,000	5,000	戸障子其他修繕費			5,273	金式拾七銭参厘増加スルハ圍ノ破損多カリシニシヨル(備償費ヨリ補充)
8 其他諸費	9,100	28,428	恩給基金一円八拾銭生徒奨励費三円通信運搬費三十銭学校医手当式円宿直酬料拾四円六拾銭一夜四銭教務研究會儀式費一円九十二銭修学旅行運動會費二円五十銭衛生費三拾銭教育賞與式円	21,128	恩給基金一円八拾銭生徒奨励費三円通信運搬費三十銭学校医手当式円宿直酬料拾四(七)円三十銭一夜四(一)銭教務研究會儀式費一円九十二銭修学旅行運動會費二円五十銭衛生費三十銭教育賞與式円	153,384	金五拾八銭式厘ヲ減少スルハ修学旅行及運動會費ノ少ナカリシニシヨル
第 3 項 夜学費	10,000	10,000				0	金拾円ヲ減少ス其内訳左ノ如シ
1 雑給	3,000	3,000	教員賞與			0	支出ナキハ夜学ノ必要ナカリシニ依ル
2 借家費	4,000	4,000				0	全上
3 図書器具費	1,000	1,000	図書費			0	全上
4 消耗品費	2,000	2,000	筆紙墨一円炭油一円			0	全上
合 計	4,636,595	5,965,220		5,499,140		5,324,074	

(資料)「富田村明治三十九年度歳入予算表」,「明治参拾九年度歳入予算表」,「富田村明治三十九年度歳出予算表」,「明治参拾九年度歳出予算表」,「富田村明治三十九年度歳入歳出総計決算報告書」,「議事係事務処理誌」(明治40年)(資料番号:16048)。
 「富田村明治三十九年度歳入歳出総計決算報告書」(資料番号:16046);「富田村明治三十九年度歳入歳出総計決算報告書」(資料番号:16048)。

第38表 富田村の1906年度歳入戸別割豫算額、議決額ならびに決算額

科 目	前年度豫算額 (円)	予算額		議決額		決算額	
		金額 (円)	附記	金額 (円) (修正された金額はアンダーラインで示す)	附記 (修正された部分は取消線で示し、議決された部分は () で示す)	金額 (円)	理由
第7款 村 税	4,250.686	5,019.027		4,552.947		4,662.613	
四 戸別割	2,211.471	2,913.000	本年度戸数割 ／此ノ 倍 ／此賦課戸数 九百七十一戸 ／一戸二付金 三円	2,446.920	本年度戸数割 ／此七百十八円九 拾八錢六厘／此 三倍四分〇三毛 二九二九七／此賦 課戸数九百七十一 戸／一戸二付三円 (二円五十二錢)	2,446.430	金四拾九錢ヲ 減少スルハ転 居セシモノア リシニヨル
合 計	4,636.559	5,965.220		5,499.140		6,088.537	

〔注〕歳入決算額6,088円53銭7厘と歳出決算額5,324円7銭4厘との差額764円46銭3厘は、翌年度に繰り越す(第1号案 富田村明治三十九年度歳入出決算報告書、鑑、『議事係事務処理誌』〔明治40年〕〔資料番号：16048〕)。

〔資料〕「富田村明治三十九年度歳入予算表」、「富田村明治三十九年度歳出予算表」、「明治参拾九年度貳月貳拾五日／第一回富田村村會議事録」(資料番号：16046)；「富田村明治三十九年度歳入出総計決算報告書」、「議事係事務処理誌」(明治40年)(資料番号：16048)。

5.1.4 1911 (明治44) 年度の教育費について

1911年度の富田村の歳入出予算は、1911年3月10日に開催された第2回の村議会において修正の後満場一致で可決された。⁴²⁾ところが、新年度に入った早々の1911年4月3日に第3回の村議会が富田中天理教会所で開催され、富田尋常小学校のための校地買収、同校舎増築の議件外が審議された。⁴³⁾

まず、以下のような第3号案が書記によって朗読された。

「第三號案ノ土地買収ノ件ノ大川郡富田村大字富田西字大通ノ一土地參千貳百七拾壹坪ノ右土地富田尋常高等小学校校地トシテ本村ニ左案ヲ以テ買収セントスノ一代金ハ短期起債ヲ稟請シ認可ヲ得テ村公債ヲ募集ノ上支払フモトスノ明治四拾四年四月三日提出ノ富田村長徳田直哉」

議長の徳田は「本案提出ハ本村立富田尋常高等小学校々地現今狹隘且ツ今般増築等ニテ敷地ノ必要ヲ感シ校地選定セネバナリマセンノテ第四號案ヲ提出シテアリマス。現在校地ト選定校地ト合計スレバ壹町九畝壹歩ニシテ是レガ借入ルルモ借地米約式拾石ヲ要シマス。是レヲ金高ニスレバ壹石拾六円トシテ參百貳拾圓トナリ毎年多額ノ借地米料ヲ支払ハネバナリマセン。然ルヲ今校地全部ヲ買収シ無租地トナサバ一時出金ハ困難ナリト雖モ永遠ニ於テ大ニ得策ト思意シ本案提出セルモノデアリマス」という。議長の提案理由に対して第12番議員から「総額何程ニナリマスカ」という質問が出、議長は「総金額四千四百参拾四円九拾壹錢参厘デアリマス」と回答する。

42) 「明治四拾四年三月拾日ノ第二回富田村會議事録」(資料番号：16050)を参照。

43) 以下は「明治四拾四年四月三日ノ第三回富田村會議事録」(資料番号：16050)による。

徳田は借地料を払い続けるのか、土地を思い切って購入した方が得策なのかを比較考量した上で村債を起こして購入する決断をしたのである。購入金額は4,434.913円である。⁴⁴⁾

その外に質問はないため第1読会を通過して第2読会に移るが、第8番から「原案賛成。尚第三読會省略シ本會ヲ以テ確定議トセラレタシ」という発言があり、それに第2番が賛成する。

議長は「他ニ御異議モアリマセンカラ第八番説ニヨリ第三読會ヲ省略シ本會ヲ以テ確定議トシテ採決致シマス。原案賛成者ハ挙手ヲ煩シマス」という。全員が挙手し、原案は決定される。

次に第4号案の富田尋常高等小学校の校地選定の件である。その内容は次のようであり、書記が朗読する。

「第四號案／富田尋常高等小学校々地選定ノ件／一本村立富田尋常高等小学校々舎狹隘ヲ訴ヘ増築ナスノ止ヲ得ザルニ至レリ。是ガ校地トシテ左記地所選定スルモノナリ／明治四拾四年四月三日提出／富田村村長徳田直哉」⁴⁵⁾

議長は「本案ハ数年前ヨリ校地ノ選定ニ苦ミ居リマシタガ四十一年ニ下調査委員ヲ設ケ該委員ニ於テ設計及校地選定^(ママ)ト委任シテアリマシタガ理事者モ共ニ調査シマシテ別紙議案記載ノ箇所ヲ校地ニ選定致シタノデアリマス。御質問^(ママ)ハ此際願ヒマス」という。議長が「別ニ御質問モ見受ケマセンカラ第一読會ハ通過ト認メ第二読會ニ移シマス。朗読ハ省キマス」という。第3番が「原案賛成。尚第三読會ヲ省キ本會ヲ以テ確定議トセラレタシ」と発言し、その意見に第16番が賛成する。そこで議長は「別ニ御意見モアリマセンカラ第三番説ノ通り第三読會ヲ省キ本會ヲ以テ確定議トシテ採決致シマス。原案賛成ノ各員ハ挙手ヲ煩シマス」といったところ、全員が挙手し原案通り決定される。

続いて第5号案 富田尋常高等小学校々舎増築の件が提案される。書記が朗読した内容は以下の通りである。

「第五號案／富田村尋常高等小学校々舎増築議案／一木造平屋建て瓦葺一棟 此建坪百六拾八坪／右建物ハ高松市中新町樋笠茂市ヘ金四千貳百円ニテ建築悉皆卸シ付ルモノトス／理由／近年教育^(ママ)志^(ママ)想ノ進歩ニ伴ヒ年一年就学兒童ノ多キヲ加ヘ在来ノ校舎ヲ以テ支フル能ハザリシ処尚四拾壹年義務教育年限延長ノ結果益々校舎ノ狹隘ヲ訴ヘ明治四拾貳年八月一時応急ノ方法トシテ石田村ニ在ル元寒川高等小学校校舎ヲ購入シ是レテ以テ^(ママ)漸ク四ヶ学級ノ兒童ヲ収容シ得ルト雖モ距離遠隔且ツ村外ニシテ其筋ノ許可得ル能ハズ。茲ヲ以テ今般建築委

44) 第3号案に添付された土地売買契約証を見ると、売渡人は鴨居薫太郎外5名、買受人は大川郡富田村である。土地は1911年4月10日までに富田村に引き渡し、同村は代金を同年5月30日までに支払うという契約である。

45) 左記の地所とは、富田村大字富田西字大道2596番地宅地34坪外19筆である。

員ト協議ノ上在来校舎ノ南方ニ当リ別紙図面ノ通り校舎一棟増築セントスル所以ナリ」

議長は「本案ハ理由書ノ通り校舎ノ狹隘ヲ来シマシタノデ建築委員ト調査ノ結果今般一棟増築致シタイノデアリマス。尚下調委員ニ於テ種々取調べ設計書ヲ造リマシテ所々掛合致シマシタガ高額トナリマスノデ今般建築ニ経験アル樋笠茂市ヘ壹坪貳拾五円ニテ卸シ付ケル方〔ガ〕得策デアリマスカラ本案提出セシモノデアリマス。御質問^ハ此際願ヒマス」という。それに対して第2番から「議長ノ云ハルル通り狹隘デアリマスカラ増築ハ着々願ヒタイノデアリマス。尚前記樋笠茂市ヘ受負ノ義モ承知仕リマス。質問^ハアリマセン」という。そこで、議長は、第1読会は通過とし第2読会に移すとする。第16番が「原案賛成。尚第三読會ヲ省キ本會ヲ以テ確定議トセラレタシ」という。この提案に第17番が賛成する。そこで議長は「別ニ御意見モアリマセンカラ第十六番説ニヨリ第三読會ヲ省略シ本會ヲ以テ確定議トシ採決致シマス。原案賛成者ハ挙手ヲ願ヒマス」といったところ、全員賛成で原案が承認される。

かくして、図面（省略する）に示されたように、6学級の児童を収容する6教室を持つ校舎1棟が4,200円で建設されることが決定される。

続いて第6号案である建物売却の件が議題となる。内容は、大川郡石田村大字石田東甲1065番地、同所1099番地にある木造平屋建瓦葺、建坪348坪5合についての富田村の持分を石田村に売却するというのである。建物に対する持分売契約証を見ると、同所の建物（293坪7合5勺）、厠（14坪）、附属建物（40坪7合5勺）について「富田村ハ前記物件ニ対スル共有持分及該部分ニ附属セシメタル一切ノ物件及庭園其他ノ樹石ヲ金貳千參百貳拾八円七拾五銭ヲ以テ石田村ニ賣渡スコト」という内容である。該物件は「明治四拾四年四月□日限り引渡ヲ了スルコト」、代金は「明治四拾五年四月參拾日迄ニ支払フコト」、売渡人は富田村村長、買受人は石田村村長である。

議長は「本案提出セシ理由ハ元寒川高等小学校タリシ校舎ヲ買収シ仮校舎ニ使用ノ処今般本校ニ於テ増築スルコトニ相成是ニ六学級ノ児童ヲ収容教授スルコトニナレバ仮校舎ノ必要ヲ認ズ自然廢校ニナリマス。然ルニ時恰モ実科女学校ヲ石田村ヘ設置スルコトト相成、全校使用致シタキ趣ニテ石田村ヘ賣買方申出候ニ付理事者ニ於テモ熟考シマシタガ今是レヲ賣却スル方〔ガ〕好時期且廢校ニスルヨリハ永遠ノ得策ト存シ賣却致シタイノデアリマス。御質問ハ伺ヒマス」という。これに対して第12番が「本員モ考ヘマシタガ、理事者ノ云ハルル通り廢校ニナルモノヲ長ク置ク必要モアリマセンカラ賣却スル方〔ガ〕得策デアリマス。但シ代金ハ四拾五年四月參拾日迄トアリマスガ、明年度ノ収入デアリマスカ」と質問する。それに対して議長は「本年度ノ収入^ハ致シタイノデアリマスガ石田村ノ経済トシテ許サザル^ハ〔デ〕アリマシテ價格ノ居合上明年度ニ受取ルコトニナッテオリマス」と回答する。

議長は、第1読会が通過したと判断して第2読会に入る。第7番が「原案賛成。尚第三讀會ヲ省略シ本會ヲ以テ確定議トセラレタシ」という。これに第14番が賛成する。議長は

「他ニ御異議モ見受ケマセンカラ第七番説ニヨリ本會ヲ以テ確定議トシ採決致シマス。原案賛成ノ各員ハ挙手ヲ願ヒマス」といったところ、全員が挙手し原案が確定する。

以上のように1911年4月3日の村会議では、短期起債により富田尋常高等小学校の用地を買収すると共に校地を選定し、同小学校の1棟の増築が承認された。また、仮校舎として使用していた寒川高等小学校の建物外の富田村の持分を売却し1912年度の収入とすることも決定された。

1911年4月30日に富田中天理教会所において第4回の富田村会議が開催され、第1議件として富田村短期公債起債ノ件が議長から提案された。書記が読み上げた内容は次のようである。⁴⁶⁾

「第一號案ノ富田村短期公債起債議案ノ一本村立富田尋常小学校増築及校地買収費九千四百八拾六円拾壹錢壹厘ヲ一時ニ負担スルハ民力ニ堪ヘザルヲ以テ内五千四百円ヲ短期起債ニ仰ガントスルモノナリノ明治四拾四年四月三十日提出ノ富田村長徳田直哉」

議長は「本案提出ハ各員モ御承知ノ通り本月三日議決ニナリマシタ校舎増築費及ビ校地買収費ニ充ツルノデアリマシテ理由書ノ通り多額ノ費用ヲ一時ニ負担スルハ民力ニ堪ヘザルヲ以テ五千四百円ヲ起債スルノ止ムヲ得ザル次第デアリマス。尚起債並ニ償還方法ハ別紙添付ノ通りデアリマス。御質問ハ此際願ヒマス」という。特段の質問もなかったため、議長は「別ニ御質問モ見受ケマセンカラ第一讀會ハ通過ト認メ第二讀會ニ移シマス。御異議ハアリマセンカ」という。議員から異議なしの声があり、議長は第2読会に移るといふ。

第2読会に入ると第7番から「本員ハ原案賛成。尚第三讀會ヲ省略シ本會ヲ以テ確定議トセラレタシ」という発言があり、それを第3番が支持する。議長は「他ニ御意見モアリマセンカラ第七番説ノ通り第三讀會〔ヲ〕省略シ本會ヲ以テ確定議トシテ採決致シマス。原案賛成ノ各員ハ挙手〔ヲ〕煩シマス」といい、全員が賛成して原案通り承認される。

なお、起債ならびに償還方法の概略は次のようである。起債は1911年5月以降に行う。借入金は便宜上数口とし、証書を以て法人又は自然人から借り入れる。公債元金の償還は、1913年度末まで第39表のように償還する。利息は定率で月利100円に付き70銭以内である。公債金及び利息金の償還財源は村税を充てる。借入金は村長の判断で便宜低利債に借り換えをし、村財政の都合によ

第39表 公債元利金償還年次表

(単位 円)

年 度	償還元金	利息	計
明治44年度分	0.000	378.000	378.000
明治45年度分	2,700.000	453.600	3,153.600
明治46年度分	2,700.000	226.800	2,926.800
合 計	5,400.000	1,058.400	6,458.400

備考 利息起算ハ明治44年6月ヨリ全47年度3月マデ元金5,400円ニ対スル分ノ明治44年度月利7朱ノ明治45年度月利7朱ノ明治46年度月利7朱。

〔資料〕「明治四拾四年度四月参拾日ノ第四回富田村會議事録」(資料番号: 16050)。

46) 以下は「明治四拾四年度四月参拾日ノ第四回富田村會議事録」(資料番号: 16050)による。

り年割額以上の償還ができる。公債によって経営する事業は「富田村立^{尋常}小学校々舎増築及校地壹町九畝壹歩ヲ買取シ且ツ現在校舎ノ南方二百六拾八坪ノモノヲ壹棟新築スル計画ニシテ土地ハ随意契約ニヨリ購入シ工事ハ請負ノ方法ニヨルモノトス」。

ところで、5,400円の起債はどのようにして調達されたのであろうか。富田村の『議事係事務処理誌』（明治44年）の綴り⁴⁷⁾の中に1911年5月16日付の「金圓借用証書」があるのを発見した。文面は以下の通り。

「一金貳千參百円也 5月分ハ半分ノ事ノ右金圓今般富田尋常高等小学校々舎増築及校地買取ノ為借用申越処實正也然ル上ハ元金壹円ニ付壹ヶ月金七厘宛御利息ヲ加ヘ明治四拾四年拾貳月參拾日限り元利共無滞御返金可申候為後日金圓借用証村會議員連署依テ如件ノ明治四拾四年五月拾六日ノ大川郡富田村長徳田直哉ノ全村會議員松原利章ノ全富田勘七ノ東讃銀行長尾ノ支店長蓮井絹次殿」である。したがって、5,400円の起債の40%程度は民間銀行である東讃銀行からの借り入れであった。⁴⁸⁾ なお、残余の金額がどのようにして調達されたのかは、現在不明である。

さて、議長が言及した短期公債募集理由書が議事録に添付されているが、それは小学校の建設費負担にあえぐ村財政の現状を如実にのべているので全文を以下に掲げる。

「社会世運ノ進歩ニ伴ヒ一般教育^(ママ)志^(ママ)想ノ発展ニ依リ年一年ニ就学児童増加シ剩ヘ義務教育年限延長シ随テ益々校舎ノ狭隘ヲ告ゲタルニヨリ應急手當トシテ四拾貳年八月元寒川高等小学校々舎ヲ購入シ之レニ児童ヲ収容セシモ距離遠隔ナル而已ナラズ設備不完ニシテ通學並ニ教授上甚ダ不便ナルヲ以テ現在校舎ニ接シ壹棟増築スルト全時ニ之ニ伴ヒ校地ヲ要スルモ之ヲ借入ル、トキハ地代頗ル多額ニシテ村經濟上不利益少ナカラザルノミナラズ契約上制限ヲ受ケ永久的施設ヲ為スコト能ハザル事情ナルヲ以テ寧ロ之レヲ買取スルノ得策ナリトス。而シテ之ガ経費ヲ計ルニ實ニ九千四百八拾九円六拾壹錢壹厘ニシテ之ヲ本村財政状態ニ鑑ムルニ本村現在ノ経常費ハ実ニ壹万壹千貳拾四円八拾五錢六厘ノ巨額ニ達シ而モ節約ノ限リヲ盡シ尚且ツ然ルノ状況ニシテ之レガ財源トシテ地価割其ノ他国税ノ附加ニ付テハ極度ノ賦課ヲ為シ殊ニ地価割ノ如キハ前年度ニ於テ制限外ノ課税ヲ為シタルヲ以テ這回ニ於テハ暫ク休養ヲ要スベキ時機ナルヲ以テ休養ヲナシタリト雖モ尚本年度中ニ今壹棟増築スル計画ニ付

47)『議事係事務処理誌』（明治44年）（資料番号：16049）。

48)『議事係事務処理誌』（明治44年）には公債金借入証書案もある。なお、綴りには明治44年12月31日付けと大正元年12月31日付けの「延期証書」がある。前者の証書の文面は「明治四拾四年五月拾六日借用候金貳千參百円ハ別紙本證書面之通り明治四拾四年拾貳月參拾日返済可致約定之處右日限迄之利子相拂元金之義ハ本證書面之約束ヲ繼續シ来ル明治四拾五年拾貳月參拾日マデ延期借用致候處確實也且又利息之義モ本日以后百圓ニ付一ヶ月七拾五錢ノ割合ヲ以テ支拂可申候為後日延期證書保証人連署依而如件ノ明治四十四年十二月三十一日ノ大川郡富田村長ノ借主徳田直哉ノ引請證人村會議員松原利章ノ富田勘七ノ株式会社東讃銀行長尾支店ノ御中」となっている。したがって、利子は支払い、元金は1年間返済を延期し、利子を1ヶ月70錢から75錢に引き上げることである。

其際地租其ノ他国税附加税ノ制限外課税ノ稟請〔ヲ〕ナスコトト為シタリ。尚戸別割ノ如キモ一戸平均六円貳拾四銭六厘ヲ負担セシムルノ状態ニ在ルヲ以テ到底之レガ費額九千四百八拾九円六拾壹銭壹厘〔ヲ〕本年度ニ於テ一時ニ負担セシムルコトハ民力枯渇スルノ恐アルヲ以テ他ニ之レガ財源ヲ求メザル可カラズ。而シテ幸ニシテ本村積立金及前年度繰越金ニ於テ合計四千八十九円六十一銭一厘ヲ需ムルコトヲ得ルモ此外ニ之レヲ需求スルノ途ナシ。而モ校舎ノ建築ハ又遷延ヲ許サザルモノアリ。^(やむなく)無己 其ノ残余タル金五千四百円ヲ短期債ニ仰キ一時民力ノ休養ヲ期シツツ教育事業ノ完成ヲ期セントスル所以ナリ」

義務教育年限の延長にしたがって校地や校舎の拡張が早急に求められるが、その負担は村が全面的に負わざるを得ない。しかし、村民が直ちに増税の負担に耐えられるかというところという状況にはない。支出しなければならない経費は9,489円61銭1厘に達するが、そのうち積立金と前年度繰越金で4,089円61銭1厘をまかない、残余については5,400円の村債を発行して負担を将来に転嫁する形で教育施設を整備せざるをえないということである。

続いて議長は第二号案 明治四拾四年度歳入出追加豫算ノ件を提案する。内容は「富田村明治四拾四年度歳入出追加豫算議案ノ歳入ノ一金貳万五百拾四円四拾六銭七厘 歳入豫算高ノ歳出ノ一金壹万貳拾四円八拾五銭六厘 經常費豫算高ノ一金九千四百八拾九円六拾壹銭壹厘 臨時費豫算高ノ歳入出差引残金ナシノ明治四拾四年四月三十日提出ノ富田村長 徳田直哉」である。添付の歳入追加予算は第40表、歳出の追加予算は第41表のようである。

第40表 富田村 1911年度歳入追加豫算

(単位 円)

科目	既定額	追加額	附記
第三款 雑収入	178.230	4,078.230	
二、財産売却代	68.730	3,968.730	反古払代三円糞尿払代六十五円七十三銭積立金ヨリ受入三千九百円
第四款 前年度繰越金	150.000	339.611	
第七款 公債金	0	5,400.000	
合計	11,024.856	20,514.467	

[資料] 「明治四十四年四月参拾日ノ第四回富田村會議事録」(資料番号: 16050)

第41表 富田村 1911年度歳出追加豫算

(単位 円)

科目	臨時費		附記
	既定額	追加額	
第一款 教育費	0	9,111.611	
一、校舎増築費	0	4,588.000	校舎一棟百六十八坪建築費
二、校地買収費	0	4,523.611	校地三千二百七十一坪買収費
第二款 公債金	0	378.000	
一、利息	0	378.000	元金五千四百円ニ対スルヶ月分利息七朱
合計	0	9,489.611	
通計	11,024.856	20,514.467	

[資料] 「明治四十四年四月参拾日ノ第四回富田村會議事録」(資料番号: 16050)

議長は「本案ハ第一號案ニ付随シテ居リマシテ第一號理由書ノ通り歳入ニ於テ雑収入及前年度繰越金ヨリ四千八拾九円六拾壹錢壹厘ト公債金ノ五千四百円ヲ追加シ歳出ニ於テ臨時費ニ第一款教育費、第二款公債費等計九千四百八拾九円六拾壹錢壹厘ヲ支出スルコトニナリマシタノデアリマス。御質問ハコノ際願ヒマス」という。これに対して特段質問がなかったので第1読会は通過し、第2読会に移る。第8番が「本員ハ原案賛成。尚第三讀會ヲ省略シ本會ヲ以テ確定議トセラレタシ」という。この発言に第12番が賛同する。議長は「他ニ御異議モ見受ケマセンカラ第八番説ニヨリ第三讀會ヲ省キ本會ヲ以テ確定議トシテ採決致シマス。原案賛成ノ各員ハ挙手ヲ願ヒマス」という。全員が挙手して原案が決定される。

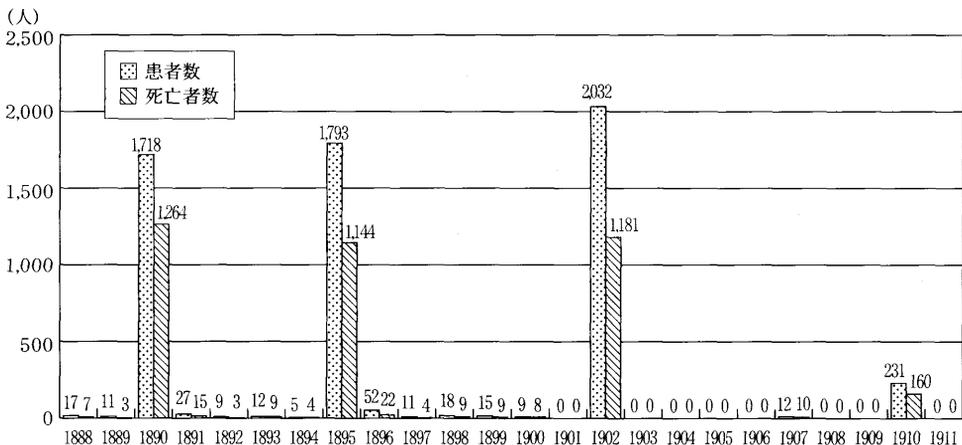
第41表のように歳出の追加額は、校舎1棟168坪の建築費が4,588円、校地3,271坪の買収費が4,523円61銭1厘であり、公債金の利息が378円であり、合計で9,489円61銭1厘となる。歳出総額は当初予算が11,024円85銭6厘であったので、それに追加額を加えると20,514円46銭7厘となる。2万円を超える歳出は、村財政史上初めてであった。

5.2 衛生費をめぐる予算審議と財政

県下の町村における明治期の伝染病患者数と死亡者数をコレラ、腸チフス、赤痢の3つに限って見ると第34図、第35図、第36図のようである（作図の資料については、拙著『香川県財政の百年の歩み』香川県、2006年、26～27ページ、を参照）。

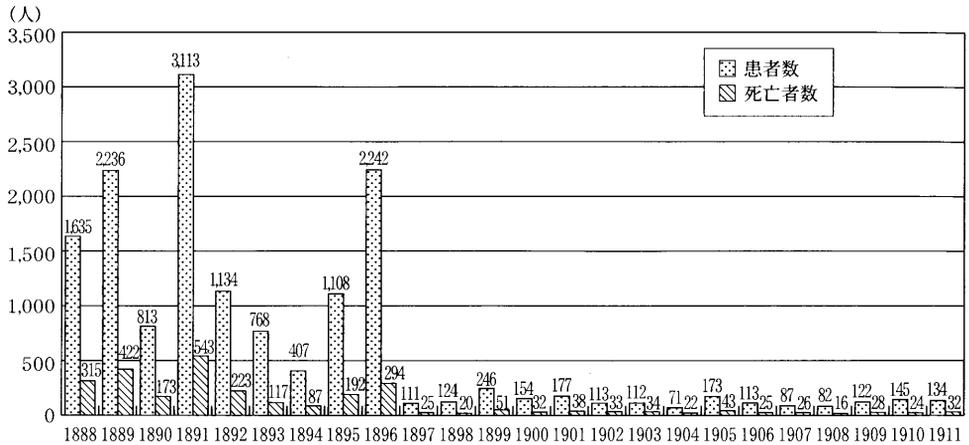
第34図を見ると、コレラは1890年、1895年、1902年⁴⁹⁾に突然に発生し、その伝染は

第34図 香川県下の町村におけるコレラ患者数と死亡者数の推移

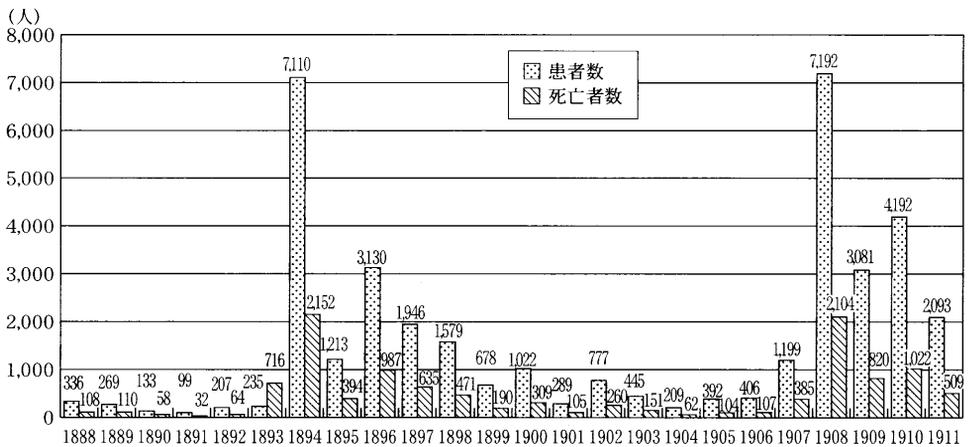


49) 同年のコレラの伝染については、香川県『香川県史』第3篇下巻、1910年、351～354ページ；香川県『香川県史』5、通史編、近代I、1987年、800ページ、も参照。なお、後者における同じ内容が、村山幸輝『地方から見た近代日本社会の形成』文眞堂、1994年、40ページ、に収録されている。

第 35 図 香川県下の町村における腸チフス患者数と死亡者数の推移



第 36 図 香川県下の町村における赤痢病患者数と死亡者数の推移



激しく多くの患者と死亡者が出ている。腸チフスは第 35 図のように、1896 年まで多くの患者と死亡者が出ている。特に 1891 年には患者数が 3,113 人、死亡者数が 543 人、1896 年には患者数が 2,242 人、死亡者数が 294 人、1889 年には患者数が 2,236 人、死亡者数が 422 人である。しかし、1897 年以降は鎮静化したようである。

赤痢病は第 36 図のように、1893 年まではほとんど発生していなかったが、1894 年には突然患者数が 7,110 人、死亡者数が 2,152 人となる。その後 20 世紀初頭までは漸減傾向であるが、毎年大なり小なり赤痢病が県下の町村で発生している。特に 1896 年には患者数が 3,130 人、死亡者数が 987 人、1897 年には患者数が 1,946 人、死亡者数が 635 人となっている。

赤痢病は1900年初頭にはいったん治まったかに見えたが、1910年前後に再び猖獗を極めている。1908年には患者数が7,192名、死亡者数が2,104名に達している。⁵⁰⁾

ここでは衛生費の歳出が付表 第1表⁵¹⁾において14.9%を占めた1895年度及び金額が500円に達して村にとっては大きな支出となった1910年度、1911年度並びに残された資料で今日までに確認できる衛生費をめぐる村議会における審議を紹介する。⁵²⁾

5.2.1 1894 (明治27) 年度の衛生費

1894年には第36図で見たように県下の町村において赤痢病が大流行して患者数は7,110人、死亡者数は2,152人に達した。この年の富田村における赤痢病の流行の詳細については不明であるが、今回発見した1894年度の決算⁵³⁾を見ると以下のようなものである。

1894年度の予算では、第5款 衛生費、第2項 伝染病予防費が20円であったが、決算では259円4銭となっている。決算書の「理由」には、「金二百三十九円四銭不足ヲ生シタルハ赤痢病発生シタルニヨル」と記載されている。したがって、同村においても1894年に赤痢病がかなり流行したことが推測される。

5.2.2 1895 (明治28) 年度の衛生費

この年の富田村における伝染病流行の状況を示す資料も手元にはない。しかし、第34図

50) 明治20年代の香川県下の伝染病については、香川県『香川県史』1987年、432～434ページ、も参照。なお、同じ内容が、村山、前掲書、29～32ページ、に収録されている。

51) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(2)」、『尾道大学経済情報論集』第8巻第1号、2008年6月、52ページ。

52) 明治期における地方行政の分野における衛生行政に関する最近の研究として大石嘉一郎『近代日本地方自治の歩み』大月書店、2007年、がある。大石は、日清戦争後の「伝染病予防事業の本格的推進には、健全な兵力および労働力の確保という国家的要請が働いていた」(148ページ)こと、しかし「実際の防疫事務と施設設置は地方団体とくに市町村に委任され、市町村の費用負担に対して若干の補助金(府県および国庫補助金)が交付されつつ、県郡官と警察官の監督・指導の下に衛生行政が末端の僻村にいたるまで執拗に展開され」(同上)、当然のなりゆきであるが「市町村の財政負担を大きくすることとなった。」(同上)という。防疫事務と施設設置が市町村に委任され、それらの経費は主として市町村が負担し、その結果衛生行政の経費が市町村にとって極めて重い負担になったという点は、すでに紹介した(前掲拙稿、22ページ)ように、藤田武夫がはるか以前に指摘している。なお、2004年に、高奇が「伝染病予防費が町村財政負担という、[明治]政府の発想は、身近な行政サービスであり、住民が直接的に利益を受けるものは、市町村財政負担が受益者負担の原則からみて合理的であるとの考えである。/この発想は小学校費の市町村財政負担と同じであるが、利益をうけるのは住民ではなく国家なのである。富国強兵・殖産興業といっても、住民の資質・生活が向上しなければ、目的達成は不可能である。全国的に生活水準の向上をめざす行政は、国費負担が原則なのであるが、明治政府にはこのような公共経済学的考えはなかった。」(高奇昇三『明治地方財政史/地方財政制度の成立』第4巻、勁草書房、2004年、249ページ)といっている。しかし、「利益をうけるのは住民ではなく国家なのである。」という高奇の指摘は真理の半面ではないかと思う。確かに「全国的に生活水準の向上をめざす行政は、国費負担が原則」ではあるが、伝染病の防遏によって家族の命が救われるということは、人民ないし家族のレベルにとって大きな「利益」であるといえるのではなからうか。

53) 「富田村明治廿七年度歳入出総計決算報告」(資料番号: 16041)。これは拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(2)」、『尾道大学経済情報論集』第8巻第1号、2008年6月、の付表には収録されていない。

に見るように、1895年には県下の町村においてはコレラが猖獗を極めたことが分かる。コレラの患者数は1,793人、死亡者数は1,144人である。

1895年における富田村のコレラは日清戦争後⁵⁴⁾の全国的な流行の一環であった。コレラは同年3月8日における福岡県企救郡門司町における患者が国内初発となった。3月19日の福岡県からの報告は「縣下企救郡門司町ニ本月8日ヨリ點々急性ノ吐瀉患者ヲ発生シ、漸次其ノ数ヲ増加シ、……死體解剖ノ結果虎列刺ナリト診断シタリ、而シテ初発ヨリノ患者既ニ十八名ヲ數ヘ、死亡者十名ヲ出シ、漸次傳播ノ兆アリ、初発患者ハ清国ヨリ帰航ノ御用船ニ通ヒタルモノナリ。」という。⁵⁵⁾その後、日清戦争に従軍し清国から帰国した兵士や軍夫が発病し全国に伝播していった。⁵⁶⁾4月18日には「内務省令第58号を以て京都府、大阪府、兵庫県、長崎県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、及福岡県に臨時検疫部の開設を命じ⁵⁷⁾た。結局「全国を通じて患者総数5万5千44人、死亡総数4万154人の多数を出すに至った」。⁵⁸⁾全国の府県で患者数と死亡数が多い上位8府県を上げれば第42表のようである。ご覧のように、香川県は患者数2,323人、死者数1,503人であり、患者数で見ると全国において第7位、死亡者数では第8位であった。⁵⁹⁾

ここで『香川新報』の記事を少し紹介し、香川県内においてコレラ病外の伝染病の流行の状況がどのようであったかを見る。⁶⁰⁾1895年7月2日には北里博士⁶¹⁾の談話として「遠征軍の凱旋と共に虎將軍の跋扈必らず甚だしかるべしと吾も人も共に憂慮する所なかりしに今日迄其割合に蔓延せざるは喜ぶべきことなり」という楽観的な予測

第42表 1895年におけるコレラの患者数、死亡者数が多い上位5府県

府 県	患者数 (人)	死亡者数 (人)
大阪府	7,295	5,564
広島県	3,910	1,955
兵庫県	3,662	2,822
富山県	3,451	2,697
東京府	3,424	2,597
岡山県	2,941	2,004
香川県	2,323	1,503
宮城県	2,238	1,595

〔注〕府県は患者数の多い順に並べた。
〔資料〕大阪府衛生課『虎列刺予防史』(下)、408ページ。

54) 日清戦争の講和条約は1895年4月17日に調印された。

55) 大阪府衛生課『虎列刺予防史』(下)、1924年、407ページ。但し、ページは次の復刻版のページである。復刻版は、近現代資料刊行会企画編集『近代都市環境研究資料叢書1／近代都市の衛生環境(大阪編／3疾病③)、近現代資料刊行会、2007年、である。もちろん原典にもページはあるが、ここでは便宜上復刻版のページをかけることにした。

56) 日清戦争に従軍した日本の20万人の兵士のうち、「全損害」(戦死者か)は4,143人というが、そのうち1,602人、38.7%はコレラによって死亡したという(同上)。

57) 大阪府衛生課『虎列刺予防史』(下)、408ページ。傍点は筆者による。なお、小栗史郎『地方衛生行政の創設過程』医療図書出版社、1981年、220ページ、も参照。

58) 大阪府衛生課『虎列刺予防史』(下)、407ページ。

59) 同年の県下の市のコレラ患者は530人、死亡者は359人である。

60) 今回は時間的制約から1895年の7月と8月の記事を観覧しただけである。

61) 北里柴三郎(1852年～1931年)であろう。

が報じられている。⁶²⁾ところが、7月10日に山田郡川添村で「虎列^(ママ)拉発生」と報じられる。⁶³⁾翌11日に岡田村で赤痢病が発生し、高松市で腸チブス患者が出た。その後日を追ってコレラは県下の各町村において発生する。7月17日には「志度村の虎列拉^{さんかわくん}寒川郡志度村に虎列拉病類発せる由は前号にも一寸記せしか今聞く処に據れば同村にては頃日来発生甚たく松原石造、尾崎甚吉、中津利二郎等該病の劇症に罹り見る間に死亡せし……」という。⁶⁴⁾18日には「虎列拉患者死亡 香川^{もあひ}郡百相村の虎列拉患者中條勘太郎氏は當〔高松〕市より看護婦を雇ひ入れ十分の療養を為したるも劇症なりしを以て遂に一昨日午前十一時死亡したりと云う。同氏は同村有力の人と聞き居たるに今此報を聞く。惜しむべきなり」という記事がある。その後コレラ病はだんだんと高松市に近づく。「祝宴會から虎列拉 山田郡木太村石川銓次郎(三十年)氏は再昨日同村出身凱旋兵士を春日川に招待し盛んなる祝宴會を開き同夜十二時頃迄川原にて鯨飲し帰途或家に立寄たる時下痢を催し忽ち虎列拉となりたるより此趣届け出でたれば……」という。⁶⁵⁾

8月に入ると高松市のコレラ病患者は増加する。8月8日には「市及接近村一昨日の虎列刺 當市及び接近村に於て一昨日一日間に十名と云へる多数の患者を出したるか中には病毒劇にして直ちに倒れたるあれは又避病院に収容せしもあり」という。市内のコレラ患者は8月15日から16日にかけて17名に達する。⁶⁶⁾また、県下においてはコレラ患者を出していない村は少ない状況となる。⁶⁷⁾

8月18日には「高松の虎列拉は^(ママ)大坂よりも盛なり」という記事が出る。「高松市昨今の虎列刺病勢は益々激烈となり再昨日正午より一昨日正午までの新患者十七名、一昨日正午より昨日までの新患者十六名と云へる多数に及へり。今之を當市の人口三万三千九百五十七人に対比すれば二千二百二十二人に付き一人の割合なり。^(かわ)豫ては大坂市虎列刺病非常に盛んなるが如く噂し合えることなるが、同市の患者は昨今日々発生総数四、五十人にして其人口数四十八万四千四百九人に対比すれば一万七百六十四人に付き一人の患者を出せる割合にして今高松を以て大阪に比すれば大阪は一にして高松は五以上なり。想ふに此勢を以てすれば眼前の益前商況に一大影響を及すのみならず延ひて益後にまで影響を及すに至らんも知るべか

62) 『香川新報』明治28年7月2日。以下、同紙による。

63) 後に紹介するが、県下におけるコレラ病患者の初発は1895年4月1日であったようである。

64) 同紙は「志度の虎列拉 寒川郡志度村の虎列刺は其后益々盛にして一昨夕迄に四十二名と云へる多数の患者を出したるに孰れも劇症にして発病后大概三時間位にして倒るる有様なるが、不幸にも同村には技備のある医師皆無とも云ふ可き有様なるを以て至極軽症者に非ざれば治癒せざるが如しと云ふ」(同紙、明治28年8月3日)という。猛威をふるった志度のコレラ病が衰え始めたのは8月6日か7日からのようである(同紙、8月10日)。

65) 同紙、明治28年7月25日。

66) 同紙、明治28年8月17日。

67) 同上。

らず。市民は此際一層衛生の注意を要するなり。」⁶⁸⁾『香川新報』は、8月31日になって「高松のコレラは日本一」という記事を掲載する。すなわち「大阪広島岡山等最初は著しき患者を出したれと昨今に至りては漸次発生患者を減したるに引換へ當市は殆んど二週以前より漸く猖獗を極め昨今の所にては（三府は格別）日本全国各市中日々二十名以上の新患者を出す□なきに至り高松に肩を並ぶる所絶てなし」という記事である。⁶⁹⁾

さて、富田村である。1895年における富田村の伝染病の推移を示す資料は村議会の議事録において未だ発見できていない。しかし、1894年から1895年の『議事係事務処理誌』の綴りの中に1895年度歳入出追加予算表の「説明」⁷⁰⁾があり、以下のようにいう。

「今ヤ傳染病発生ノ時期ニ望ミ既ニ虎列刺四名赤痢一名腸窒扶斯二名ヲ発生セリ。今ニシテ方々大ニ之ガ傳播ヲ防遏スルノ手段ヲ講センハ可ナラズ。該手段ハ主トシテ豫防消毒法ノ完全ヲ期スルニアルヤ言ヲ俟タス。就テハ既定ノ衛生費ニテハ抑モ何等ノ手段モ相立チ難ク依テ明治廿七年度歳入出決算ノ結果本年度〔明治二八年度〕へ繰越シタル金四百三拾五円九拾四錢ノ入金ノ内本年度豫算金百八拾八円三拾壹錢五厘ヲ豫備費ニ編入シタルモノニシテ既定ノ豫備費ハ最早目今ニ至ルノ衛生費ヲ補填シ残り少ナニ至リ尚今后ニ於テ支出ノ大目的ハ衛生費ニアリト……」。したがって、1895年8月初めにコレラ病患者4名、赤痢病患者1名、腸チブス病患者2名が発生していたと思われる。添付された1895年度歳入出追加予算議案では、歳入、第3款 前年度繰越金、歳出、經常費、予備費がともに247円63錢3厘となっている。追加予算は、伝染病予防費を前年度繰越金でまかなうという提案であった。

なお、1895年度決算書⁷¹⁾の衛生費を見ると第5款 衛生費、第2項 伝染病予防費が予算額では20円であったが、決算では314円71錢2厘となり、第3項 清潔法施行費が予算では13円であったが、決算では52円95錢9厘となっている。その理由として、前者については「金貳百九拾四円七拾壹錢貳厘ノ不足ヲ生シタルハ虎列刺病ノ発生非常ニ多カリシニヨル」と記載され、後者については「金參拾九円九拾五錢九厘不足ヲ生シタルハ消毒薬買入

68) 同紙、明治28年8月18日。傍点は原文通り。高松医会が配布したという虎列刺予防心得は「我県下に於ても本年四月一日の初発以来今日に至る既に総數六百二十人の患者を出し三百二十人の死亡あり。其中高松市の如き七月三十一日迄の患者は漸く二十三人にして其死亡者數も十二人に過ぎざりし者、本月に及びて突然増加し僅か二十日間に百五十人の患者を出し七十人の死亡を見る。殊に昨今に至りて益々蔓延猖獗を逞ふし日々発生する所の患者二十人以上に達せり。」(同紙、明治28年8月23日)という。したがって、県下のコレラの初発は1895年4月1日であり、高松市のコレラの蔓延は特に8月に入って激しくなった模様である。8月29日の『香川新報』は「本年の虎勢猛烈なるとは屢々本紙上に記せし所なるが、初発より一昨日午前までの県下総患者は実に千百三十二名の巨數に達したるか」という。

69) 1895年における高松市のコレラの大流行と避病院の開設については、高松百年史編集室『高松百年史』上巻、1988年、113～115ページ、を参照。□は、判読不能な文字を示す。以下も同じ。

70) 下書きと思われる。この説明文は1895年8月9日起案、8月13日受付である(『議事係事務処理誌』[明治27年～28年])(資料番後：16040)。

71) 「富田村明治廿八年度歳入出総計決算報告書」、「明治廿九年六月三十日調製／富田村會議事録」(資料番後：16041)。

ノ多キト施行人夫賃ノ多カリシニヨル」と記載されている。

5.2.3 1896 (明治 29) 年度の衛生費

第 35 図、第 36 図に見るように、1896 年においては県下の町村においては腸チブス患者が 2,242 人、死亡者が 294 人、赤痢病患者が 3,130 人、死亡者が 987 人に達した。但し、富田村の伝染病の詳しい状況は現在不明である。

その頃の富田村会議事録を見ると、1896 年 10 月 30 日の富田村議会における第 2 議案として「明治廿九年度歳入出総計豫算更正」が提出され、原案通り承認されている。⁷²⁾ 予算更正の歳出は、経常費のうち第 10 款 予備費の既定額が 157 円 20 銭、更正額は 375 円 58 銭 6 厘である。附記における理由は、「本案ノ発布スル理由ヲ説明スルコト左ノ如シ。ノ経常費ノ一衛生費ノ内伝染病豫防費ニ於テハ逐日伝染病患者数多現出シ目下ノ景況トシテハ十一月下旬ニ至ラザレバ到底撲滅ノ期ヲ見ルコト難カラン。依テ消毒薬及諸雇人料金百貳拾五円支出ノ見込ノ諸税及負担額ニ於テハ寒川三木郡各村学校組合費ニ於テ金百九拾円参拾九銭七厘支出ノ見込ノ予備費ニ於テハ金六拾円拾八銭九厘支出ノ見込」⁷³⁾ ということである。したがって「逐日伝染病患者数多現出シ目下ノ景況トシテハ十一月下旬ニ至ラザレバ到底撲滅ノ期ヲ見ルコト難カラン」ということで、伝染病が猖獗を極めたことが推測される。そして、消毒薬購入費と雇人料が 125 円、諸税及び負担額が 190 円 39 銭 7 厘、予備費から 60 円 18 銭 9 厘の支出の見込みで、更正額はこれら 3 つの合計で 375 円 58 銭 6 厘である。⁷⁴⁾ なお、歳入は、第 3 款 前年度繰越金が既定額の 179 円 84 銭 7 厘が更正額では 878 円 63 銭 3 厘となり、伝染病予防費は、1895 年度と同様に前年度繰越金でまかなうという提案であった。

5.2.4 1908 (明治 41) 年度の衛生費

第 36 図によると 1908 年の県下の町村の赤痢病患者は 7,192 名、死亡者は 2,104 名に達した。⁷⁵⁾ これは 1894 年と並んで記録的な数である。

富田村の『議事係事務処理誌』(明治 42 年・40 年合冊)⁷⁶⁾ の中に「件名 地租制限外課税稟請案」がある。内容は、地租の制限外課税が村議会で決議されたのをうけて徳田村長が

72) 以下は「明治廿九年十月三十一日調製ノ富田村會議事録」(資料番号：16041)による。

73) 臨時費は富田尋常校舎増築費であるが、省略する。

74) 但し、付表に掲げたように、第 5 款 衛生費、第 2 項の伝染病費は、「富田村明治廿九年度歳入出総計豫算決議書」(資料番号：16041)により 20 円(医師日給 5 円、衛生係日給 5 円、薬價 5 円、人夫 5 円)である。これは「予算決議書」の数値であり、決算額ではない。

75) 『香川新報』に目を通ず時間がなかった。後日の課題とする。

76) 以下は「件名 地租制限外課税稟請案」外、『議事係事務処理誌』(資料番号：16048)による。

1909年1月9日付けで内務大臣法学博士男爵平田東助と大蔵大臣侯爵桂太郎に宛て地租の制限外課税を「明治四十一年三月法律第三十七号第五条二項ニ依リ許可ヲ乞フ」というものである。稟請には「理由」が添付されている。冒頭を省略すると以下のようである。

「……客年〔1908年〕七月貳拾五日傳染病ノ内赤痢病発生シ九拾五名ノ多數患者ヲ出シ是ニ要スル費用ハ九百九拾九円貳拾四銭ノ多額ヲ示セリ。既定豫算ハ少額ニシテ本年度初メニ於テ天然痘患者発生ノ為メ費消シ居リ不得止九百九拾九円貳拾四銭ノ豫算追加ヲ要シ、其内貳百壹円九拾八銭參厘村税外収入ヲ以テ之ヲ補填シ残高七百九拾七円貳拾五銭七厘ハ他ニ財源無之〔ニ〕ヨリ村税ニ依ルノ外ナシ。内金七拾八円七拾五銭ハ營業割所得割制限賦課徴収シ其残額七百拾八円五拾銭七厘ニシテ營業割ニテハ商況不振ニシテ増課ノ見込ナク戸別割ニ於テハ些少増課ノ見込アリ。依テ戸別割ニ其十分三即チ貳百拾五円五拾五銭貳厘ヲ賦課シ其十分ノ七タル五百二円九拾五銭五厘〔502円95銭?〕ヲ地価割ニ仰カントス。蓋シ地価割ニ有リテハ近年豊稔ナラザルモ本年ハ平年ヨリ聊カ増収ヲ得多少餘裕アルヲ認ムレバ制限外ヲ賦課スルモ敢テ痛苦ヲ感ゼザルベシ。是レ素ヨリ輕税ニアラズト雖モ本村ノ状態ニ適スルヲ信ジ賦課權衡上反テ其穩当ナルヲ認メ客年三月法律第三十七号第五条二項ニ依リ別紙ノ如ク地租制限外ヲ課税セントスル所以ナリ」

以上から1908年7月25日から赤痢病が発生し95名の患者が出、そのための経費は999円24銭に達した。その経費については、201円98銭3厘を税以外のその他の収入で補填し、残りの797円25銭7厘を村税の増税でまかなう。うち78円75銭は營業割所得割の制限内賦課でまかなう。残りの718円50銭2厘については、3分の1を戸別割の増税でまかなって215円55銭2厘の増収をはかる。3分の2の502円95銭5厘は、本年が豊作のために地価割の制限外課税を行うために地租の制限外課税を稟請する。

1908年度の予算書と決算書が見つからないために立ち入った予算と決算の内容は分からないが、添付された歳入一覧によれば、地価割収入は2,832円3厘であり、歳入合計7,562円17銭の37.4%をしめる。賦課率は地租1円について40銭であったが、稟請課率は8銭6厘3毛795である。したがって、20.2%の増税となる。戸別割は2,947円90銭で歳入総額の39.0%を占める。当初の税率は分からないが、平均1戸当たり2円99銭2厘7毛9186である。

同じく添付の1908年度の歳出一覧によると、衛生費は1,135円59銭9厘であり、歳出合計7,562円11銭7厘の15.0%に達する。この衛生費の金額と歳出に占める%は明治期における最大かつ記録的な数値である。なお、衛生費の内訳は、保健衛生費が20円、伝染病予防費が42円、伝染病院費が1,043円59銭、手当が30円である。

1909年2月29日付けで内務大臣平田東助と大蔵大臣桂太郎から「内務省香甲第一三號ノ明治四十二年一月九日発第二〇号稟請香川県大川郡富田村會議決明治四十一年度地租附加税

制限外課税ノ件許可ス」という文書が届き、地租の制限外課税が政府によって認められた。

したがって、1908年度の伝染病の流行による経費の増大は、地価割の制限外課税と戸別割外の増税によって村民が負担する形でまかなわれたのである。

5.2.5 1909（明治42）年度の衛生費

第36図を見ると、1908年に引き続き1909年においても県下の町村において赤痢病が大規模に発生した。患者数は3,081名、死亡者が820名にのぼっている。

『香川新報』における赤痢病に関する記事を大川郡を中心に紹介すると以下のようなものである。⁷⁷⁾ 1909年8月22日の記事では「大川郡赤痢患者 二十日調査によると大川郡赤痢現在患者四十名内死亡三名全治二十七名初発以来総患者九十名なり」という。9月1日の記事は「大川郡内の赤痢 [8月] 廿日調査に依れば初発以来百十九名発生内全治五十二名死亡三十一名現在〔の患者は〕三十六名にて最も猖獗し居るは富田引田の両村なり」という。

9月2日には「本県赤痢病現況」と題して「本県本年の初発以来昨日までの総患者千二百八十人、現在患者四百八十六名なるが、之を昨年初発以来同日迄の患者総数三千九百九十二名、同日現在千三百三十二人に比し約三分一の少数にて、昨年昨今は一日百二十三位づつの発生を見し本年の昨今四五十人に満たず之も三分一の少数なるも赤痢の発生期は夏期の烈なる暑熱の時にあらずして多く夏秋の過渡期において頗る流行を来すものなれば……」という。したがって、本年においても赤痢病の流行は県下一円に及ぶ。9月12日には「高松市の赤痢 本月十日現在によれば本年初発以来市内に発生の同患者六十三名中市在籍者四十七名、他町□の者十六名にして死亡十五名、全治十五名、現在〔の患者は〕三十三名なり……十日十一日の両日は発生一名も無き模様なり」とある。9月15日には「仲多度郡の赤痢 同郡の赤痢は本年初発より十一日正午迄の発生患者六百七十五名にて現在患者二百廿二名なり。発生の最も多きは善通寺町の百八名、多度津町の百名なり」と報じられている。また、9月18日には「木田郡赤痢患者 十七日午前の調査に依る初発以来の現患者は左の如くなりしとノ奥鹿村二十九名 田中村二十人 下高岡村六人 井戸村一人 平井村二十三人……合計三百三十七名にて内全治百二十二名、死亡六十五名、現在患者五十人なるが……」という。9月17日になると、再び大川郡造田の赤痢が報じられている。「造田の赤痢 大川郡造田村にては初発以来六名の赤痢患者発生一時流行の微ありしが稍終熄を告げ居りしに十二日午前六時大字野間田の林亀吉の三男林香（16）罹疫入院せりと」という。

さて、この年の富田村事務報告は発見していないので、富田村の赤痢病流行の詳細な状況

77) 以下は『香川新報』の記事である。但し、今回目を通したのは同紙の1909年7月23日から9月末までである。

は不明である。⁷⁸⁾しかし、『議事係事務処理誌』(明治43年)の綴り⁷⁹⁾の中に「富田村明治四十二年度歳入出豫算更正議案」があるのを発見した。そこには第43表と第44表のような歳入出予算更正表が掲げられている。そして、予算更正の「説明」は「一本表ノ如ク歳入出豫算更正ハ本年度モ不幸ニシテ赤痢病流行シ昨年7月貳拾壹日発生シ全年十月貳拾五日終息ヲ告グルニ至リマシテ傳染病院ヘ収容セシ患者多数四十六名ニシテ之ニ伴ヒ消費セシ金額ハ殆ド五百円ニ達セントス。其費途附記ノ如クニシテ衛生費豫算額ニハ需要費三元修繕費十円借地料十三円四拾七銭貳厘患者救護費五円ニナルニ至テ豫算ニ於テハ支フルコト不能。依テ変更セシ所以ナリ。二歳入徴収ハ第七款村税戸別割ニヨリ徴収ス。」という。したがって、1909年7月21日に赤痢病が発生し、10月25日に終息した。赤痢病患者は46名に達したのである。そして、伝染病院費は500円近くになった

更正案では500円近くの伝染病院費を村税戸別割によってまかなうとする。第43表の付記は「本年度県税戸数割千七十九円四十四銭此四倍六分三厘八毛九糸此賦課戸数九百八十四戸平均一戸五円〇八銭八厘八毛三六三」とある。つまり、県税戸数割を4.6389倍する。それは村内984戸に対して1戸あたり5円8銭8厘3毛63を賦課し、ほとんどの村民⁸⁰⁾が負担するということである。

第44表をご覧ください。予算額では伝染病院費が26円47銭2厘であったが、伝染病の流行により495円98銭6厘へと増加した。その「附記」には「消毒藥品代九十九円貳拾七銭諸器械及寝具新調費四十八円四十一銭人夫賃百二十三円九十五銭消耗品費四十二円四十一銭看護婦給六十円四十銭医師手当百円屋根壁修繕費十円借地米料九斗六升三合三勺代十一円五十四銭五厘」とある。

また、手当の「附記」には「療治料三元救助料三元 吊 祭 料二円遺族扶助料十三円看護

第43表 富田村1909年度歳入豫算中更正表

科 目	既定額 (円)	更正額 (円)
第7款 村税	8,025.128	8,494.642
4 戸別割	4,537.901	5,007.415
合 計	9,971.573	10,441.087

〔資料〕「富田村明治四十二年度歳入出豫算更正議案」(資料番号：16049)。

第44表 富田村1909年度歳出豫算中更正表

科 目	既定額 (円)	更正額 (円)
第5款 衛生費	136.472	605.986
3 傳染病院費	26.472	495.986
4 手当	30.000	30.000
合 計	9,971.573	10,441.087

〔資料〕「富田村明治四十二年度歳入出豫算更正議案」(資料番号：16049)。

78) 『香川新報』に「大川郡富田村大字富田西の兵助(58)は〔7月〕二十日午前五時頃より下痢の気味ありしが、廿一日午前四時陶山医師検診の末赤痢と判り村役場吏員及巡査出張消毒し隔離病舎に送れり」(『香川新報』明治42年7月23日；「東讃防疫記事」という記事がある。すぐ後で示すように、富田村の赤痢病は7月21日に発生したというから、「兵助」なる者が初発の患者であったのであろう。

79) 『議事係事務処理誌』(明治43年)(資料番号：16049)。

80) 翌年になるが、1910年の本籍戸数が979戸、非本籍戸数が30戸である(『明治四十三年富田村事務報告』(資料番号：16050))。

婦養^(ママ)生 所生徒手当九円」とある。したがって、46名の患者のうち何名かは死亡し、「吊祭料二円遺族扶助料十三円」が支出されたのであろう。

5.2.6 1910 (明治43) 年度の衛生費

先に掲げた第34図と第36図から分かるように、県下の町村においてはコレラが1910年にやや大規模に発生し、患者が231名、死亡者が160名にのぼった。また、1910年における県下の町村の赤痢病患者は4,192名、死亡者は1,022名に達した。

『香川新報』の記事を少し紹介する。⁸¹⁾ 1910年の伝染病の記事はあまり多くない。同年8月3日には「流行病と豫防」という論説を掲げ、その中で「本縣は赤痢病の流行地として既に定評あり。之に元より飲料水の不良其他諸種の原因に基づくものなるべしと雖も、主として防疫の効果薄きに由るものたるは之を否むべからず。」として、香川県を赤痢病の流行県と呼ぶ。8月3日には「赤痢一日九十人 赤痢の蔓延は全然一昨年の大猖獗と同一の状態を発現せんとしつつあり……」という。9月7日の「大川郡記事」には「富田の講習会 富田村には豫記の如く五日午後二時より天理教会堂に於て衛生講話會開催、同村衛生組合役員の外有志出席し公文検疫醫、朝子警部〔長尾署長〕の有益なる演説あり。五時半閉會せしが同村役場は右講話の要領を各部落に於て談話する事となれり」という。

富田村の伝染病の推移について同村の1910年の事務報告⁸²⁾がやや詳しく報告しているので紹介する。

事務報告はまず赤痢病について次のようにいう。「赤痢病はハ本年初夏最初発生セシハ四拾參年八月五日大字富田西字産地^(うみじ)一部落ニ過キサリシガ其后兩三日ヲ出テスシテ村内各部落ニ患者點々発生セリ其レヨリ日々患者増加スルニ随ヒ益々病毒ハ猖獗^(ママ)ヲ逞〔逞?〕フスルニ至レリ。之レガ豫防消毒法ニ付テハ常ニ警察官吏ト合議シ晝夜怠リナクカヲ盡セシモ終熄ノ見込ナク却テ患者益々増加スルニ至レリ。故ニ尚警察官ト共ニ村内各部落へ出張シ村内二十七組ノ衛生組長ニ就テ該区民ヲ召集シ予防消毒法並ニ該病ノ恐れヘキヲ講話シ衛生組長ト共ニ病毒全滅ニ晝夜苦心シ焦慮シタルモ事全ク徒勞ニ等シク遂ニ五拾八名ノ多キ患者ヲ出シ全癒シタルモノ四拾四名ニシテ拾四名ハ死亡ノ不幸ヲ見ルニ至レリ。」

以上の赤痢病の発生状況は第45表の通りである。患者数と死亡者数は報告文とこの表では1名ことなる。ご覧のように新患者は8月に29名と多かったが、9月に入っても23名であった。死者は9月が最も多く10名であった。なお、事務報告から、赤痢病の予防に当たっては警察官とともに村内に27ある衛生組合の組長が活躍していることが分かるが、現在

81) 以下の月日は『香川新報』を指す。但し、今回目を通したのは同紙の1910年8月2日から9月30日までである。

82) 『明治四十三年富田村事務報告』(資料番号: 16050)。

第45表 富田村における赤痢病患者数、死亡者数外の推移 (1910年)

月 日	患者内訳 (人)			死亡者 (人)	全治者 (人)	現在数 (人)	備考
	新患者	翌月繰越	計				
8月5日～8月31日	29	—	29	3	12	14	最モ短キ日数ハ5日ニシテ全治轉販セリ
9月1日～9月30日	23	14	37	10	24	3	
10月1日～10月31日	7	3	10	2	7	1	重症患者長日数二九日ニシテ全治轉販セリ
11月1日～11月30日	—	1	1	—	1	—	
計	59	18	77	15	44	18	

〔資料〕『明治四十三年富田村事務報告』(資料番号：16050)。

富田村の伝染病予防体制については詳述できない。

事務報告は、続けてコレラについて次のようにいう。「又拾月廿三日本村大字南川字 原防^(はらんぼう)一部落内ニ虎列刺患者壹名発生シ直ニ死亡ノ不幸ヲ見ルニ至レリ。又本年ノ虎列刺病ハ猛烈ナル勢ヲ以テ県下ニ蔓延シタルニ付村内衛生正副長及伍長ヲ召集シ是病毒ノ原因伝染経路予防区域消毒方法等ヲ無洩講話セリ。」⁸³⁾

最後に事務報告は「又拾月貳拾四日字南川原防部落ニ赤痢病患者壹名発生シ全ク終熄シタルハ拾壹月拾参日ニシテ此レガ為メ消費シタル金額ハ五百余圓ノ巨額ニ達ス。洵ニ慨嘆ニ堪エサリキ」という。

以上の赤痢病流行に関する財政負担の処理が村長から提案されたのは、翌年1911年1月7日の村議会であった。⁸⁴⁾ 富田村議会における議論を少し紹介すると以下のようである。

議案は、一 本村々税地価割賦課ノ件、二 本村明治四拾三年度歳入出総計予算更正追加ノ件、三 本村地価割徴収期議定ノ件、の3件であった。第1号議案は、地価割について宅地地租を金1円について金2銭07毛、田畑地租を金1円につき金4銭8厘3毛、その他の地租を1円につき4銭1厘4毛引き上げるという内容である。

村長が議会に提出した理由書は「客月八月ヨリ赤痢病流行シ多額ノ失費ヲ要シ是レガ経費支^(ママ)使ノ財源ハ第七款村税ノ一科目ニアリ。営業割所得割ハ已ニ制限ノ極度ニ達シ亦タ本年ノ戸別割ハ頗ル重税ニシテ甚ダ困難ナリ。依テ前記課率ヲ地価割制限外ニ賦課セントスル所以ナリ」という。

83) 『香川新報』の1910年9月27日の記事は「阪神の虎疫と高松市」と題して以下のようについて。「神戸に発生せる虎列刺病状況視察として同地へ出張中なりし高畑本縣技師は昨朝帰縣せり。就て視察の要領を聞に神戸は初発以来四十七人の発生を算し内十二名は病院に収容する隙なく死亡し世五名を収容せしも内十名は死亡し現在二十五名の患者にて縣市とも豫防法に就ては極力励行しつつあり。縣当局者も出張中の安藤内務省検疫官も該病毒は神戸以外へは決して蔓延させじと云ひ居れるも已に大阪に発生し堺に移りしを見るに至って其系統は全く神戸系なるを推定するに難からざる次第なるを以て本縣に於いても豫じめ防疫の方法を講じ置くは刻下の応急手段たるべく……」。

84) 以下は「明治四拾四年壹月七日ノ第壹回富田村會議事録」(資料番号：16050)による。

第1号案が書記によって読み上げられた後、議長（徳田）は「本案提出ノ理由ハ客年八月六日ヨリ⁸⁵⁾ 赤痢病流行シ十一月十三日終熄ヲ告グルニ至リマシテ実ニ多額ノ失費ヲ要シマシタ。付テハ是レガ財源トシテハ他ニ収入ノ途ナク第七款村税ヨリ徴収スル外ナシ。然レドモ国税営業割所得割ハ已ニ制限ノ極度ニ達シ亦県税営業割戸別割ハ頗ル重税ニナリテアリマスカラ此上課税スルハ困難デアリマス。就テハ米価騰貴シテ居ル今日デアリマスカラ地価割ニ賦課スル方〔ガ〕他ノ税ニ比シ餘裕アル様認メマシテ制限外課税スル譯デアリマス。御質問アレバ伺ヒマス」という。議員からは発言がなく、議長は、第1読会を通過させて第2読会に移り、第3読会を省略して「確定議トシテ御意見ヲ伺ヒマス」という。第6番、第11番が賛成したので採決に入り、全員賛成の挙手で決定する。

第2号案の予算追加更正についての提案理由について議長は次のようにいう。「本案提出セシ理由ハ各員モ御承知ノ通り昨年モ不幸赤痢病ハ流行シ客年八月以来日々猖獗ニシテ五十九名ノ患者ヲ出シ大ニ困難ヲ究メマシタガ理事者ニ於キマシテモ成シ得ル限り節約ヲ加ヘマシタガ何分ニモ多数ノ患者ニシテ頗ル巨額ノ費用ヲ要シマシタ譯デアリマス」という。

予算更正表は第46表の通りである。ご覧のように臨時費の衛生費は皆増で517円93銭8厘である。附記により内訳を見ると、薬品代が68円39銭、諸器機新調費が18円61銭、人夫賃が102円05銭、消耗品費が53円08銭8厘、看護婦費が74円80銭、医師の手当が102円である。したがって、人夫賃と医師の手当が最も大きい。他方、衛生費をまかなう地

第46表 富田村1910年度歳入出豫算更正表

歳入豫算更正追加表			
科目	既定額(円)	更正額(円)	附記
第7款 村税	8,000.955	8,518.893	
一 地価割	2,251.906	2,769.844	宅地地租千五百三十六円五十九銭地租壹円二付金十一銭〇七毛田畑地租九千六百五十六円七十五銭地租壹円二付貳拾五銭八厘參毛其他ノ地租四百七十六円九銭地租金壹円二付貳拾貳銭老厘四毛
合計	8,634.466	*9,152.404	
歳出豫算更正追加表			
臨時費			
科目	前年度豫算額	本年度豫算額	附記
第1款 衛生費	0	517.938	
一 傳染病院費	0	517.938	消毒薬品代六十八円三十九銭諸器機新調費十八円六十一銭人夫賃百貳円五銭消耗品費五十三円八銭八厘看護婦給七十四円八十銭医師手当百壹円也
合計	0	517.938	
通計	8,634.466	9,152.404	

〔注〕* 第二号議案（富田村明治四十三年度歳入出総計豫算更正追加議案）の歳入では、一金 九千九百九拾貳円四拾銭四厘、となっている。

〔資料〕第二号案 富田村明治四十三年度歳入出総計豫算更正追加議案（資料番号：16050）。

85) 事務報告に掲げられた第45表では8月5日となっている。

価割の増税額 517 円 93 銭 8 厘の内訳は、宅地地租が 31 円 80 銭 7 厘、田畑地租が 466 円 42 銭 1 厘、その他の地租が 19 円 71 銭円であり、田畑に課税される地租が総額の 90.1 % を占める。⁸⁶⁾

村議会では第 6 番が「質問致シマス。昨年ノ患者収容及患家並ニ組合内ノ清潔消毒薬品等ハ総テ組合ヨリ実行致シマシタカ」と発言し、それに対して議長は「患者及患家ノ清潔消毒スベキ物品ハ組合ヨリ運搬致シマシタ。消毒ハ役場ヨリ吏員出張致シマシテ組合長ト協議ノ上消毒致シマシタ。組合ニ費消シマシタ薬品及人夫ハ総テ組合ニ致シマシタ」と答えた。したがって、村内の衛生組合が赤痢病と虎列刺病の撲滅に活躍したようである。⁸⁷⁾

同じく第 6 番から「人夫賃ガ多額ニ費消シテ居ル様デアリマスガ、日数及日當ハ何程デアリマスカ」という質問が出る。議長は「人夫ハ患者ノ多キトキハ二人、少キトキハ一人ニテ発病ヨリ終熄マデ百日ヲ要シマシタ。亦日當ハ一晝夜六拾銭宛デアリマス」と答えている。人夫賃が 1 昼夜 1 人 60 銭とすると、延べ人数で 170 名程の人夫を雇ったことになる。そして、赤痢病と虎列刺病の発病から終息までは 100 日を要した。

上記以外には質問がなく、第 1 読会を通過し、第 3 読会を省略する。第 2 読会では全員挙手して賛成となり、原案通り決定する。

第 3 号案は徴収期を 1910 年度末の 3 月にするというものであり、議長は「徴収期ヲ何日ニスルカト申スノデアリマスガ、併テ是ヨリ地価割制限外課税許可〔ヲ〕稟請スルノデアリマスカラ許可ノ後デナケレバ徴収スル事ガ出来ナイノデアリマスカラ三月中ト致シタノデアリマス」という。この件には質問がなく、全員が賛成の挙手をして地価割制限外課税の徴収を 3 月中に行うという原案が決定される。

村議会の議決をうけて 1911 年 1 月 16 日に徳田村長から内務大臣男爵平田東助と大蔵大臣侯爵桂太郎宛に地価割制限外課税の稟請が発せられる。⁸⁸⁾

稟請書に添付された「理由書」は徳田村長の議会での発言とほぼ同じ内容であるが、制限外課税の詳細な理由がのべられているので以下に引用する。「……不幸客年八月六日ヨリ赤痢病発生シ爾来續出シ病勢益々猖獗ニシテ五十九名ノ多数患者ヲ出シ全年十一月十三日漸ク終熄ヲ告ゲタルモ長日数ヲ要シ是レガ費用金五百五拾貳円九拾参銭八厘ノ多額ニ至リタルニ既定衛生費豫算額ハ金百貳拾九円五拾四銭八厘ニシテ内保^(ママ)建衛生費金四拾円傳染病院費

86) 2,769,844 円の更正額の内訳は、宅地地租外の課税標準額に附記における各税率を掛けると、宅地地租が 170,100 円、田畑地租が 2,494,338 円、その他の地租が 105,406 円である。したがって、各地租が均等に 23.0 % 増税されたということになる。

87) 但し、議長が「患者及患家ノ清潔消毒スベキ物品ハ組合ヨリ運搬致シマシタ。」といい、「組合ニ費消シマシタ薬品及人夫ハ総テ組合ニ致シマシタ」というが、薬品代や人夫賃は衛生組合が負担したのか村が負担したのかははっきりしない。

88) 以下は『議事係事務処理誌』（明治 44 年）（資料番号：16049）による。

貳拾四円五拾四銭八厘手当金參拾円傳染病予防費金參拾五円ナルガ故ニ結局傳染病豫防費ハ差引五百拾七円九拾參銭八厘ノ不足ヲ生ズルニ至レリ。此不足ヲ此際歳出臨時費衛生費ノ内傳染病豫防費ニ追加支出スルノ止ヲ得ザルコト、ナレリ。因テ金五百拾七円九拾參銭八厘ノ追加収入ヲ計ラザル可カラザル次第ニシテ其財源タル村税外ノ収入ハ何レモ限度アリ。最早増収ヲ圖ルノ余地ナク故ニ之レヲ村税ノ徴収ニ俟タザルヲ得ザルヲ以テ他税トノ權衡ヲ見計ヒ臨時費ニ充当スベキ金額ハ之ヲ地價割ニ追加賦課セントス。即チ茲ニ至リテ各税ノ輕重ヲ顧ルニ国税營業割及所得割ハ既ニ制限ノ極度ニ達シ剩ヘ本税ノ重キヲ以テ此上増課ノ餘裕ナシト認ム。又縣稅營業割ハ本税ノ百分ノ四十ヲ賦課シ居ルモ商業不振ノ地ニシテ此上増課ノ餘裕アルヲ認メズ。戸別割ニアリテモ平均一戸当リ金五円〇六銭九厘余ノ負担ニシテ是又重税ナリ。依テ地價ニ制限外ノ課税ヲ為サザルヘカラズ。然ルニ土地ニ在ツテモ輕税ニハアラザルモ近來米價ノ高値ナルニヨリ餘裕アルヲ認ムルハ勿論他税ト比較シ寧ロ低キノ感アルヲ以テ制限外ヲ賦課スルモ敢テ痛苦ヲ感ゼザルノミナラズ既往ノ實歴ニ徴シテ疑ハサレバ却テ本村ノ状態ニ適スルヲ信ジ賦課權衡上穩當ナルヲ認メ課税セントスル所以ナリ」

ご覧のように担税力がどの課税客体にあるかを比較検討して「土地ニ在ツテモ輕税ニハアラザルモ近來米價ノ高値ナルニヨリ餘裕アルヲ認」めて地價割の制限外課税を稟請するのである。

1911年2月27日に内務大臣平田と大蔵大臣桂から連名で「内務省地第一〇二一號／明治四十四年一月十六日發第二八號稟請香川県大川郡富田村村會議決明治四十三年度地租附加税課税ノ件許可ス」という返事が届く。

以上のようにして、1910年における伝染病撲滅に関する費用は、村民の負担、特に田畑に課税される地價割で大部分がまかなわれたのである。

5.2.7 1911（明治44）年度の衛生費

1911年においても赤痢病は前年ほどではないが、第36図のように県下の町村における患者数は2,093名、死亡者数は509名であった。

『香川新報』の記事を少し紹介する。⁸⁹⁾ 香川県に赤痢予防調査会が設置されたのに関連して、7月20日には「本県の赤痢病地たることは何人も知る所にして、苟も赤痢病に関する研究を為すものは、本県と徳島県を忘ること能はず。本年の如きは、尚未だ流行の季節といふを得ざるに拘はらず、本月十日までに既に二百二十三名の患者を出し、中死亡者七十二名の多きに及び、百四名の現患者あり。」という。7月14日の「赤痢彙報」という記事の中

89) 以下の年月日は『香川新報』である。但し、今回目を通したのは1911年7月2日から9月30日までである。

で「東讃の赤痢 大川郡富田村西の岡の木村紋次郎方のお鹿（五五）は十二日午前五時六車醫師の診断にて赤痢と判り傳染病院へ送られしが原因不明なり」とある。8月5日には「本縣赤痢の昨今 初発以来本縣赤痢病は日々十数名の患者を出して其筋の警戒に油断なきを以て其後大なる変動もなく先此分ならば大事にも至らさらんと思ふ處へ昨日に至り俄に五十余名の新患発生せり。然して其筋調査に依れば大川郡の十六名を筆頭に小豆香川の各十名木田の九名仲多度四名三豊三名高松一名と云ふ順序にて今後の発生測る可からざるものあり……」という。8月20日には「大川郡の赤痢 大川郡の赤痢病益々猖獗を極めつつあるが十七日の調査によれば初発以来の総患者二百四十九人、内全治者百十五人死亡者六十二人、現在患者七十二人此内最も患者の多きは白鳥本町の二十六名、富田村の九人、白鳥村の八人にて一時大惨事を呈せし……」という。

さて、1911年の富田村の事務報告⁹⁰⁾は以下のようにいう。「赤痢病ハ初夏最初発生セシハ〔明治〕四十四〔1911〕年七月七日大字南川字中條一部落ニ過キザリシガ、其後十四五日ヲ経過シ村内各部落ニ患者續々発生セリ。其レヨリ日日患者増加スルニ從ヒ益々病毒ハ猖獗ヲ逞〔逞？〕フスルニ至レリ。之レガ予防消毒法ニ付テハ常ニ警察官吏ト合議シ晝夜怠リナクカラ盡セシモ終熄ノ見込ナク却リテ患者増加スルニ至レリ。故ニ六車村醫ニ囑託シ該病発生部落民ニ対シ赤痢病予防注射ヲ施行シ病毒全滅ノ方法ヲ講シ尚警察官吏ト共ニ村内各部落ヘ出張シ村内廿七組ノ衛生組合長ニ就テ該区民ヲ召集シ予防消毒方法並ニ該病ノ恐ルベキヲ無洩講話シ衛生組合長ト共ニ病毒全滅ニ晝夜苦心焦慮シタルモ事全ク徒勞ニ等シク遂ニ四十四名ノ多数患者ヲ出シ全癒シタルモノ三十六名ニシテ八名ハ死亡ノ不幸ヲ見ルニ至レリ。全ク終熄シタルハ九月廿七日ニシテ此レガ為メ消費シタル金額四百餘圓ノ巨額ニ達ス。洵ニ慨嘆ニ堪ヘザリキ。」

したがって、1911年においては前年ほど赤痢病の患者、死亡者数は多くはなかったが、事務報告がのべているように発症した患者は44名、死者は8名に達したのである。同年の赤痢病患者、死亡者数は第47表のとおりである。ご覧のように新患者は8月に最も多く26

第47表 富田村における赤痢病患者数、死亡者数外の推移 (1911年)

月 日	患者内訳 (人)			死亡者 (人)	全治者 (人)	現在数 (人)	備考
	新患者	翌月繰越	計				
7月1日～7月31日	15	—	15	3	9	4	最短日数4日にて全治ス
8月1日～8月30日	26	4	30	4	14	11	
9月1日～9月31日	3	11	14	1	13	—	重症患者最長日数二八日ニシテ全治轉帰セリ
計	44	15	59	8	36	15	

〔資料〕『明治四十四年富田村事務報告』（資料番号：16050）。

90) 『明治四十四年富田村事務報告』（資料番号：16050）。

名に達した。死亡者は7月3名、8月4名であった。なお、前年度に引き続き、赤痢病の予防に当たっては警察官とともに村内に27ある衛生組合の組長が活躍している。

衛生費は、付表 第1表⁹¹⁾のように決算額で560円31銭1厘であり、明治期の富田村財政史上最高の衛生費であった。事務報告がのべた「慨嘆二堪へザリキ」とのべた金額を更に大幅に上回ったのである。

翌年1912年2月10日の村議会において前年の赤痢病の流行に関する予算更正の審議が行われた。⁹²⁾ 議長から明治44年度歳入出予算更正の件が提案される。議長は「本案提出シマシタ理由ハ各員御承知ノ通り昨年モ不幸赤痢病流行シ客年七月七日初発以来日々猖獗ヲ極メ四十四名患者ヲ出シ九月式拾七日終熄ヲ告グルニ至リ、此間困難ヲ極メマシタガ理事者ニ於キマシテハ成シ得ル限り節約ヲ加ヘマシタガ何分ニモ多数ノ患者ニシテスル巨額ノ費用ヲ要シマシタ譯デアリマス。費途ハ附記ノ通りデアリマス。御質問ハ此際願ヒマス」という。特に質問もなく、原案に全員が賛成して決定される。

当日議会に提案された第1号案の「富田村明治四十四年度歳入出豫算更正」の第五款 衛生費、三 伝染病院費は、既定額（予算）の26円47銭2厘が更正額では478円16銭4厘となり、451円69銭2厘の増加となっている。そのために、衛生費は133円47銭2厘（予算額）から585円16銭4厘に増加した。⁹³⁾

決算では、衛生費は、先に述べたように560円31銭1厘となったが、その「理由」は「決算ノ予算〔585円16銭4厘〕ニ比シ金二十四円八十五銭三厘ヲ減ス。其理由ハ左ノ如シ」という。保健衛生費、伝染病予防費、手当はそれぞれ減少したが、伝染病院費だけは決算額で518円66銭1厘に達した。⁹⁴⁾ 伝染病院費の「理由」は「金四十円四十九銭七厘ヲ増加スルハ患者ノ多カリシニヨル。不足ハ保健衛生費及傳染病予防費ヨリ流用」とする。なお、更正予算案によると、451銭69銭2厘の増加は森林副産物売却代や財産売却代でまかなうというものであり、⁹⁵⁾ 増税に求めるということではなかった。

91) 付表 第1表（拙稿「明治期おける香川県下の市町村財政〔2〕、『尾道大学経済情報論集』第8巻第1号、2008年6月、52ページ）。

92) 「明治四拾五年貳月拾日ノ第壹回富田村會々議録」（資料番号：16050）による。

93) 附記の記載は判読できない。

94) すでに指摘したが、付表 第1表が示すように、1911年度の衛生費は決算額で560円31銭1厘である。内訳は、保健衛生費が10円、伝染病予防費が23円25銭、伝染病院費が518円66銭1厘、手当が8円40銭である（富田村明治四十四年度歳入出決算書）。なお、1912年度の歳入出予算表によれば、前年度の衛生費の予算額は585円16銭4厘であったが、1912年度の予算額は186円11銭6厘に減少した。その理由について予算案の「説明」は「衛生費ニ參百九拾九円四銭八厘ヲ減スルハ前年度ニ傳染病流行シ多クノ患者ヲ收容セシニヨル」という（「明治四拾五年度歳入出豫算表」〔資料番号：16051〕）。なお、1912年度の伝染病院費の予算額は、前年度予算額が478円16銭4厘であったのに対して同年度は79円11銭6厘であった。

95) 「富田村明治四十四年度歳入豫算中更正」（資料番号：16050）。決算によると、森林副産物売却代は1,426円24銭1厘であり、財産売却代は4,840円94銭6厘である（「明治四拾四年度歳入決算表」〔資料番号：16050〕）。

1911年度は財産売却代や森林副産物売却代が特に大きな金額となりやりくりには余裕ができた為であろうか、村議会は、3年連続の村民に対する増税を行わないこととしたのである。

5.3 避病院・伝染病院の建設をめぐる審議と財政

5.3.1 1895 (明治 28) 年における避病院建設をめぐる審議

1895年6月30日の富田村議会の第3議事として「明治廿八年度歳入出臨時総計予算」が議長から提案された。⁹⁶⁾ それは避病院建設に係る議題である。書記が朗読した説明は以下のようである。

「説明ノ 這般 避病院建設ノ止ヲ得サル運ニ遭遇セシ所以ハ本年四月三十日内務省訓令第四号ヲ以テ市町村ニ設置スヘキ避病院設置標準ヲ定メラレタルニヨリ尔(レ)后(レ)県廳郡役所ニ於テモ夫々訓令告諭等ヲ発セラレ深切丁寧ナル令旨ニ接スルヲ以テ迅速本會ノ協賛ヲ経テ建築スヘキ筈ナルモ本村ノ如キハ客年 早〔早?〕損ノ餘ヲ受ケタル目下ノ 情 況其費途支弁ノ点ニ於テハ是又考一考セサルベカラズ。依テ建築費豫算総高金四百貳拾七円五拾貳錢三厘ノ三分ノ二ヲ村税戸別割トシテ徴収シ三分ノ一ヲ一時借入病院建築ニ着手シ地方財政困難ナ狀況ヲ其筋へ具陳シ地方税ノ補助ヲ請願シ地方長官認可ノ上右公債ヲ返付スルノ見込ヲ以テ本案ヲ発シタルモノナリ」

避病院の予算案は以下の通りである。歳入は、第1款 公債金が139円52銭3厘であり、これは、以上の説明の通り、避病院建築費418円56銭8厘の3分の2である。その外に村税の戸別割が288円で、それは地方税戸数割予算205円80銭の1倍4分(4割増し)である。したがって、歳入合計は427円52銭3厘である。他方、歳出は避病院建築費が418円56銭8厘、予備費が8円95銭5厘の合計427円52銭3厘である。

避病院の建築費見積書によれば、係員室が1棟、16坪で、175円68銭、患者室が1棟、18坪7合半で、222円18銭8厘、屍室が1箇所、1坪で11円85銭、高さ1間の柵が3ヶ所、計17間7合で8円85銭であり、合計金額418円56銭8厘である。

以上の提案を議長がしたところ、第3番議員が「本題ハ重大ナル件ニ付来ル七日迄思考時間トシテ休會セラレンコトヲ望ム。依テ建議ヲ提出致シタイカラ議場ニ御諮リヲ願ヒマス」という。議長がこの建議を採納するかどうかを諮ったところ全員が賛成したので、採納が決定して文案を書記が朗読する。建議の文案は以下のようである。

「本案ハ重大ナル件ニ付篤ト考慮セサレハ何等ノ意見定マリガタシ。依テ思考ノ為メ一周 日休會シ来ル七日ヲ期シ議長ノ 招 集ヲ待タズ各議員參集ノ上何分ノ議決スヘキモノトス。此 反 建議ス」

96) 以下は「明治廿八年七月六日調製／富田村會議事録」(資料番号：16041)による。

この建議を第4番、第10番が賛成した。議長が賛成者は挙手をとすると全員が挙手し、建議は確定議となり、来る7月7日に開会することとなった。

ところが、避病院の建設についての議案の審議は7月7日ではなく、7月6日の村議会において審議された。議長は「明七日参集スヘキ筈ノ処去ル三日付ヲ以テ申進シタル如キ次第ニシテ本日開会セシ訳デリマス」という。⁹⁷⁾

第1次会の冒頭に第3番議員が「本案ヲ熟慮スルニ本村ニ避病院ヲ建築スルハ未タ民度ニ不適合ト覚ユ。何トナレハ一種ノ言フ可カラサル弊害即チ隠匿ノ恐アリ。依テ原案ヲ破棄セント思フヲ以テ茲ニ建議ヲ提出致シマス」という。この建議は満場の挙手で採用され、以下のような文案が書記によって朗読される。

「客月三十日發布議案ノ内避病院建築ニ係ル議題熟慮スルニ本村ノ如キ 避〔僻?〕 障ノ民情ハ従来公共ノ取扱ヲ以テ傳染病豫防消毒等ノ事務ヲ施スコトヲ大ニ 厭悪シテ隠匿ニ傾キ却テ病毒ヲ傳播セシムルノ止ヲ得サル事実ヲ顕彰スル景況ナリ。然ルニ本案ニ係ル避病院ヲ建築シ必ス患者ヲ該院ニ移スモノトスレハ村内極窮之乞食等ハ免ニ 角 中産以上ノモノノ隠匿益々甚シク病毒傳播ヲ防クコト逆モ企及ス可カラズ。即テ看板ヲ掲ケテ傳染病患者ヲ隠匿セシムルノ感ナキ能ハス。 將又 傳染病患者アリテ其既ニ設置スルノ病院ニ入ラサラン 歟、其規程ヲ破ルノ背徳者ヲ生スルニ至リ徒ニ村民ヲ困シムル具トナラン。依テ本案ノ趣旨方針ヲ変換シ客年以前実施セラレシ取扱手續ニ依リ施行セラレンコト望ム。而シテ該手續ニ依リ施行上必 用 欠クヘカラサル器具等ハ充分準備セラレタシ。此段建議ス」

この建議に第4番と第6番の議員が賛成し、決をとったところ全員が挙手して、避病院建設の議案は廃棄される。ご覧のように、富田村のような僻遠の村落においては、村民はわが家から伝染病患者が出て予防消毒されること自体を嫌悪する上に、公の避病院を建設しそこに伝染病患者を隔離し収容することになると、村民、特に中産以上の村民は、伝染病患者を隠匿することとなり、伝染病がかえって蔓延することになるというのである。⁹⁸⁾

次項との関連で予め指摘すれば、内務省、県、郡からの訓令が発せられ「深切丁寧ナル令旨ニ接」したにもかかわらず、1895年7月の村議会は避病院の建設を拒否したのである。

97) 以下も「明治廿八年七月六日調製／富田村會議事録」(資料番号：16041)による。なお、3日付けの「申進シタル如キ次第」とは何かは不明である。

98) 1895年のコレラ病流行を報じた『香川新報』の記事に「虎列刺病隠匿 香川郡太田村大字太田酒造家黒川政次と云えるは兩三日前より虎列刺病に罹り居るを昨日まで隠匿し居たること発覚せりとなり」(『香川新報』明治28年7月26日)というのがある。なお、赤痢病患者の隠蔽は明治末期になってもしばしばあったようである。というのは、『香川新報』が「赤痢病隠蔽罪 香川郡中笠居村字香西の醫師明神久吉氏は去月同郡弦打村大字鶴市の河野勘造二長〔女?〕くま(10)が赤痢病に罹りしを診察し其筋に届出ざりし廉により一昨日當區裁判所に於て罰金十圓に、又勘造も隠蔽せし罪により罰金六圓に共に處分されたり」(『香川新報』明治42年9月8日)と報じ、また、「赤痢隠蔽 縣下の赤痢病は益々猖獗を極めつつあり、当局者極力撲滅に意を注ぎ居るも尚隠蔽者の跡を絶たざるは嘆するべし」(同紙、明治43年8月10日)と報じているからである。

ここで小栗によりながら明治期における避病院の歴史を摘記すると以下のようである。

明治政府は、アモイ駐在領事からのコレラ流行の報告を受けて、1877年8月に地方長官宛に虎列刺病予防心得（内務省達乙第79号）を通達した。その第3条は、港口において離島あるいは人家隔絶の地を選んで臨時避病院を設置し、入港する船舶の虎列刺患者を収容するとともに、当該の地方において虎列刺に感染した患者を収容するとする。⁹⁹⁾

わが国における最初のコレラ患者は同年9月5日に横浜と長崎で発生したという。東京府は10月4日に4ヶ所の避病院を設けた。しかし、強制的な入院措置に対しては府民の抵抗があり、「生血を搾取せられ^{ヒトヅマ}人胆を奪はるる等種々無根の浮説流布する者」があったという。また、大阪府におけるコレラの流行は同年9月22日から12月であったが、府民は警察の検視を避け、避病院に入院することを拒んだという。¹⁰⁰⁾

1879年の全国的なコレラの大流行¹⁰¹⁾の経験をふまえ、政府は1880年7月に伝染病予防規則（太政官布告第34号）を公布し、これによって避病院の設置が全国的に指示された。¹⁰²⁾伝染病予防規則の第6条は、「虎列刺、赤痢、発疹瘰癧、痘瘡ノ流行ニ際シ地方長官ニ於テ豫防ノ為メ避病院ヲ要スヘキト認ムルトキハ内務卿ニ具状シテ是ヲ設クルコトヲ得ノ但人民協議ヲ以テ避病院ヲ設クルハ地方長官ノ許可ヲ請フヘシ」という。また、第7条は「醫師竝ニ衛生委員ニ於テ傳染病者ノ看護行届カス若クワ病毒ノ傳播ヲ防キ難シト認ムル者ハ避病院ニ入ラシムヘシ」といい、強制的に入院をさせようとした。しかし、隔離の主軸は、患者を家の中に置き、患者の部屋と家族を分離することであったようである。¹⁰³⁾

1880年9月に公布された伝染病予防心得書（内務省達乙第36号）の中の虎列刺対策の第31条から第44条によれば、避病院へ送致するのは、製造所、会社、学校、旅館等で発病して引き取り手のない者並びに狹隘不潔な地に雑居する者等にして、看護消毒法が行き届かず伝染病の伝搬を防ぎがたい場合に限定している。避病院がないときには空き家を隔離に使ってもよい。避病院の設置基準は、人口1,000人に患者1人の割合で、建坪は1人につき2坪である。例えば、人口6,000人の町村であれば、患者6人分が必要であり、1人当たり2坪であるから12坪の病室を必要とする。病室は、重症・軽症及び回復期の患者を区別し、医師詰所、事務所、看護人休息所及び12坪の簡易燻蒸室、門側に簡易な風呂、及び屍室の設置

99) 虎列刺病豫防心得（内務省達乙第79号）、第3条。小栗、前掲書、76ページ、も参照。但し、先に指摘したように、虎列刺病豫防心得は、小栗がいうように内務省達乙第89号ではなく、第79号である。

100) 小栗、前掲書、77～80ページ。

101) 『近代日本総合年表』（第4版）によれば、同年3月14日にコレラが松山で発生した後全国に蔓延した。6月17日には虎列刺病予防仮規則、7月14日には海港虎列刺病伝染予防規則を太政官布告により定める。同日、大阪府が寄席類の興行停止をし、各地でコレラ送りの騒動が続発した。年末までに患者総数162,637人、死者105,784人に達した（『近代日本総合年表』（第4版）岩波書店、2001年、78ページ）。

102) 小栗、前掲書、202ページ。

103) 同上。

を義務づけた。¹⁰⁴⁾

小栗によれば、全国的な避病院の普及は1897年7月の伝染病予防法の公布後であった。¹⁰⁵⁾ 例えば、静岡県では1900年3月に伝染病及隔離病舎設置規程が公布され、各市町村に避病院が設置されるようになった。¹⁰⁶⁾

富田村に伝染病院が建設されたのは1899年1月25日であった。¹⁰⁷⁾ それは避病院の建設が村議会において否決された4年後のことである。

5.3.2 1898（明治31）年度における伝染病院建築をめぐる審議と予算・決算

1898年6月2日の村議会における第1議案は「富田村明治卅一年度歳入出臨時費追加豫算ノ件」である。¹⁰⁸⁾

議長は「開會致シマス。本日發布セシ第一号議案富田村明治卅一年度歳入出臨時費追加豫算ノ件第一次會ヲ開キマス。是レハ客月二十日付ヲ以テ本縣知事ヨリ傳染病豫防法上必要ト認メラレ本年七月卅一日ヲ限り本村ニ傳染病院ヲ設置スベキコトヲ訓令サレ且本郡長ヨリモ訓令ノ次第モ有之是非期日内ニ竣工セネバナランノデー日モ早ク本會ノ御協賛ヲ經タク今日ノ村會ヲ以テ幸ヒ不取敢本案ヲ提出セシ義ナレバ未タ十分ノ調ヲモ遂ゲス随テ設計等モ大枠ノモノデ諸君ニハ満足セザルコトト存ジマスレド大約是レ位ノ金額ナレバ設置シ得ヘキ見込デアリマスカラ宜シク御賛成ヲ願ヒマス」という。

したがって、前項においてのべたように1897年7月の伝染病予防法の公布により、香川県知事と寒川郡長から訓令が発せられ年度内に伝染病院の建設に取りかかり竣工しなければならなかったのである。伝染病院の設計も大枠の段階であるが、村議会での十分な審議も許されない状況であった。

第12番議員は「是非トモ設置セ子バナランモノナレバ致シ方ガアリマセンカラ、第二次

104) 伝染病予防法心得書、虎列刺、第31条～第44条。小栗、同上書、202ページ。

105) 小栗、同上書、209ページ。同法における伝染病院、隔離病舎外については、拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(2)」、『尾道大学経済情報論集』第8巻第1号、2008年6月、21ページ、においてすでに紹介した。

106) 小栗、同上書、209ページ。『静岡県史』は、静岡県下の「各市町村における伝染病院や隔離病舎の建設が本格化したのは……日清戦争〔1894年～1895年〕後のことであり、1912年には伝染病院は27（病床数349）、隔離病舎は371（病床数3739）が設置されるに至った。県下市町村にはほぼ普及したのである。」（静岡県編『静岡県史』通史編5、近現代1、1996年、493ページ）という。

107) 香川県大川郡誌編纂会『大川郡誌』（復刻版）1972年、名著出版、671ページ。なお、ここでは「隔離病舎」と呼ばれている。なお、『大川町史』では、「富田村の隔離病舎設置の状況を記録によりみると、明治27年7月村会に村長より隔離病舎設置案を提案するも可決にならず、その後明治32年1月25日に総工費1,375円を投じて総敷地面積55坪に、19坪の隔離病舎を建設した。」（『大川町史』、768ページ）とある。但し、「記録」の明示はない。言うまでもなく、すでに紹介したように、1895年6月30日に議長から村議会に提案されたのは「隔離病舎」ではなく、「避病院」である。

108) 以下は「明治卅一年六月二日調製／富田村會議事録」（資料番号：16043）による。

會ニ移サレンコトヲ希望致シマス」という。議長は「如何デス。御質問モアリマセンカ。ナケレバ第一次會ハ通過ト認メ第二次會ニ移シマス。朗読ハ所略〔シマス〕」という。第2次会においても「原案賛成」となり、議長は「採決致シマス。原案ニ賛成ノ諸君ハ挙手」といい、満場が賛成する。そこで「挙手満場ナルヲ以テ第三次會ヲ開クコトヲ止メ御異議ガナレバ第二次會決定通り原案確定致シマス」となる。

早々に、まったく反対もなく、「是非トモ設置セ子バナランモノナレバ致シ方ガアリマセンカラ」ということで決定された伝染病院の建設に関する追加予算案の内容はどのようなものであったのであろうか。

歳出は第48表のように合計909円である。うち90%が伝染病院建設費であり、822円50銭である。附記を見ると、病室、事務室、屍室、廊下、厠が中心であり、757円50銭である。この歳出をまかなう歳入は第49表の通りである。909円のうち、3分の1の303円は補助金である。県知事と郡長の訓令により建設が指示されたというから、3分の1は県か

第48表 富田村 1898年度歳出臨時費豫算表

科 目	前年度予算額	本年度予算額 (円)	附 記
第一款 伝染病院建築費	—	882.680	
一 伝染病院建築費	—	822.500	病室事務室屍室廊下厠七百五拾七円五拾錢門十円柵四十円井戸五円水溜五ヶ所拾円
二 土地工作費	—	25.000	敷地口口シ搦堅ノ拾五円中央提塘芝付搦堅ノ拾円
三 委員実費弁償費	—	10.000	
四 消耗品費	—	7.000	筆紙墨壺円薪炭油茶代三円雑費三円
五 一時借入金利子	—	18.180	一時借入金九百九円二対スルニヶ月分
第二款 豫備費	—	26.320	
合 計	—	909.000	

[資料]「明治卅一年六月二日調製／富田村會議事録」(資料番号：16043)。

第49表 富田村 1898年度歳入臨時費豫算表

科 目	前年度予算額	本年度予算額 (円)	附 記
第一款 村税	—	606.000	
一 地価割	—	606.000	本年度地租予算高金六千四百七拾四円三拾錢地租壺円二付金九錢參厘六毛
第二款 地方税補助	—	303.000	
一 傳染病院建築費補助	—	303.000	建築費豫算額九百九円ノ三分ノ一
合 計	—	909.000	

[資料]「明治卅一年六月二日調製／富田村會議事録」(資料番号：16043)。

らの補助金が出るという想定であった。¹⁰⁹⁾ その他の財源は地価割、すなわち村民の土地に対する負担によってまかなうという予算案である。

村議会では、その後、第2号議案として「傳染病院建築委員設置ノ件」が議長から提案される。議長は「該委員ノ職務ハ甚タ廣大ニシテ第一設置場所ハ本會ノ議決ヲ經ヘキモノナルモ前ニ申シマシタ如ク時日^(じじつ)大ニ切迫致シ居リマスカラ亦^(また)亦^(また)村會ヲ開クト云フコトニナレバ徒ラニ經費ト時間ヲ費シマスカラ委員ニ一任スルコトニナリテアリ。其構造向等一切設置ニ関スルコトハ拳テ該委員ノ手ニ委子ルト云フコトニナリテ居リマス」という。この提案が承認され、委員の選挙が行われる。総投票数13票のうち、7点が六車慎七、6点が根本直三郎、4点が大北庸蔵となり、3名の委員が選出される。議長は「御三名トモ本會ノ議員デアリマスカラ此ノ上モナイ好都合ト存シマス。宜シク御就任アランコトヲ願ヒマス」という。

その後、傳染病院の建設は進められ、先に紹介したように、1899年1月25日に完成したものである。

1899年3月28日の村会議に「本村明治卅一年度歳出豫算表中更正」が提案される。議長は「第一款傳染病院建築費ノ支出ニ差支エアリマスカラ其ノ如ク予備費ヲ変更スルコトニナシタルモノデアリマス」といい、異議なく第1次会、第2次会を通過して確定議となる。更正議案を示すと第50表のようであり、予備費を減額して傳染病院建築費を増額するという内容である。

この時点で建築費は909円から1,014円4銭7厘となり、105円あまり増加する。建築費を1898年度決算で確認すると、傳染病院建築費は更正額と同じで、1,014円4銭7厘である。¹¹⁰⁾

(未完)

第50表 富田村1898年度歳出豫算表中更正議案

科目	既定額(円)	更正額(円)
第十款 予備費	249,550	144,503
臨時費		
第一款 傳染病院建築費	909,000	1,014,047
一 傳染病院建築費	909,000	1,014,047
通 計	1,158,550	1,158,550

[資料]「明治三十二年三月廿九日調製／富田村々會議事録」(資料番号：16043)。

109) 時期が若干ずれるが、香川県の衛生費補助費(臨時歳出)を見ると、1900年度においては傳染病院隔離病舎に関する補助費が決算額で6,044円90銭7厘、1901年度においては同じく決算額で7,713円55銭2厘支出されている(香川県警察部『明治三十三年／明治三十四年香川県衛生費統計書』1903年、103～104ページ)。なお、「富田村明治三十一年度歳入出総計決算報告書」の歳入決算報告書を見ると、303円は計上されていない。その「理由」は「金三百円ヲ減ジタルハ出納閉鎖前ニ受渡ニナラザリシニヨル」(「富田村明治三十一年度歳入出総計決算報告書」)、「明治三十二年七月十七日調製／富田村會議事録」[資料番号：16043]という。県からの補助金交付は空手形であったのであろうか。

110) 「富田村明治三十一年度歳入出総計決算報告書」、同上資料。そこで、先に紹介した『大川郡誌』、それをなぞった『大川町史』がいう「1,375円」という金額はどのような資料を根拠にしたのであろうかと思う。

- 謝辞外 1. 拙稿で利用した富田村の資料を含む大川町引継資料は、現在香川県立ミュージアムが保管しているが、その熟覧をご許可下さった県立ミュージアム館長和泉幸男氏ならびにお世話下さった学芸課学芸員の方々に深謝する。なお、拙稿において使用した大川町引継資料の資料名ならびに資料番号についてはとりあえず脚注を参照されたい。
2. さぬき市情報公開条例にもとづいて富田小学校『沿革史』の閲覧を申請したところご許可下さったさぬき市教育委員会教育長ならびに同校での閲覧に際してお世話になった細川信晃校長ならびに川滝義雄教頭に深謝する。
 3. 拙稿において使用した大川町引継資料のほとんどは手書きであるために判読に難渋する際には市立尾道大学経済情報学部の勝矢倫生教授と芸術文化学部の楨林滉二教授の助けを借りた。両教授に深謝する。